

令和3年8月31日

1. 出席議員

1番	中島	信二
2番	高山	正信
3番	青木	勉
4番	川口	堅志
5番	橋本	正敏
6番	田中	栄一
7番	堤	康幸
8番	高橋	信広
10番	牛島	孝之
11番	萩尾	洋

12番	服部	良一
13番	大坪	久美子
14番	寺尾	高良
15番	栗原	吉平
16番	三角	真弓
17番	森	茂生
18番	栗山	徹雄
20番	川口	誠二
21番	松崎	辰義
22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局参事補佐兼次長	高山	康博
書記	中園	弘一
書記	中島	知子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副市	長	松崎	賢明
副市	長	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総務	部長	原	亮一
企画	部長	石井	稔郎
市民	部長	牛島	憲治
健康福祉	部長	橋本	妙子
建設経済	部長	山口	英二
教	育	原	信也
総務	課長	秋山	勲
人	事	牛島	新五
財	政	田中	和己
福	祉	栗山	哲也
子育て支援	課長	平島	英敏
健康推進	課長	坂田	智子
介護長寿	課長	平	武文
学校教育	課長	郷田	純一
社会教育	課長	溝上	啓之
黒木支所	長	松本	伸一

議 事 日 程 第 3 号

令和3年8月31日（火） 開議 午前10時

日 程

第 1 一般質問

（質問の順序）

- 1 松 崎 辰 義 議員
- 2 三 角 真 弓 議員
- 3 森 茂 生 議員

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

第 1 一般質問

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。一般質問2日目です。よろしくお願い申し上げます。

お知らせいたします。松崎辰義議員、三角真弓議員、森茂生議員要求の資料及び森茂生議員提出の資料をタブレットに配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第 1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1．一般質問を行います。

順次質問を許します。21番松崎辰義議員の質問を許します。

○21番（松崎辰義君）

皆さんおはようございます。日本共産党の松崎辰義です。

今回の豪雨災害で被災された方々へ心からのお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧を望むものです。

また、新型コロナウイルスについては、連日感染者が出ており、ワクチンの接種を急ぐのと同時に、PCR検査の徹底で押さえ込み、安心できる環境を、さらには自宅待機や自宅放棄という状況をつくらないように、国、県、市町村が連携して対応していくときだと思います。

さて一般質問は、通告に基づき、教育問題と学校統合について質問を行います。

まずは八女市立学校再編整備基本構想はいつ作成されたのでしょうか。また、会議はいつからいつまで何回開かれたのか。メンバーはどうなっていたのか。この時期に作成されたのはなぜか、理由があればお知らせください。といいますのも、少子・高齢化の中で子どもたちの数は年々減少していますが、もっと早く検討課題とすべきだったのではと思うからです。なぜこの時期なのでしょう。急げと言っているではありませんので、よろしくお願いします。

次に、中長期的展望を視野に入れながら義務教育学校を基本に再編が進められようとしています。そこで、義務教育学校として、2017年、平成29年に誕生しています上陽北湊学園の検証は行われたのか、お伺いをいたします。検証がぜひ必要だと思いますが、いかがでしょうか。

次に、不登校の問題です。資料を見ますと、令和になって急に不登校の数が増えているようです。もちろん対策を立て、日々努力をされていることとは思いますが、なかなか努力が実っていない状況だと思われます。今後どのような対策を考えておられるのか、また今後の見通しとしてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

最後に、学校統合についてであります。

今までも統合問題でしたけれども、地域における統合問題がどのように進められているのか、心配されているところです。地域にボールは投げていると言われましたが、一体どんなボールを投げられたのか。地域の人たちに理解されているのか、とても心配です。今後どのように進めていかれるのか、地域の方々との理解と協力があつてこそ進められるものだと思うのですが、今後の進め方をお伺いいたします。

あとは質問席より順次質問をいたしますので、分かりやすい言葉で答弁をお願いいたします。

○教育長（橋本吉史君）

おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

21番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

1 教育問題について、(1)八女市立学校再編整備基本構想はいつ作成されたのかとお尋ねです。

令和元年11月の八女市総合教育会議での承認を得て作成されております。

次に、会議はいつからいつまで何回開かれたのかというお尋ねです。

学校再編に関する会議は、平成26年度末から始まり、直近の令和元年度におきましては、計12回行っております。

次に、メンバーはどうなっていたのかとお尋ねです。

教育部長を委員長とし、学校教育課長、総務係長、学務係長、施設係長と指導主事2名で構成されております。

次に、この時期に作成した理由は何かとお尋ねです。

八女市立学校においては、少子化の影響により単学級の学校が増加したり複式学級のある学校が出てくることが予想されていまして。そこで、将来を担う子どもたちに望ましい学習環境を整えるため、中長期的展望を視野に入れた方針を検討してまいりました。

次に、義務教育学校（北汙学園）の検証は行われたのかとお尋ねです。

検証につきましては、学校評価、学校訪問、各種統計資料、校長との面談等で行っております。また、令和2年度後期の学校関係者評価において、義務教育学校のメリットを生かして中一ギャップが解消され、学年が上がるごとに学力も向上しているなど、地域や保護者の皆さんから高い評価を得ております。

次に、不登校の現状をどのように考えているのかとお尋ねです。

不登校につきましては、全国的に毎年大幅に増加している状況であり、八女市においても増加しています。家庭や学校だけで解決を図るのではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関とも連携しながら対応していくことが大切であると考えております。

次に、対策と今後の見通しをどのように考えているのかとお尋ねです。

不登校児童生徒に対する取組としましては、予防と対処という2つの側面から取り組んでまいります。予防の策としましては、月例報告による児童生徒の状況把握と各学校の取組への指導、支援、教職員の働き方改革、千葉大学との連携による「勇者の旅」プログラムの実施などに取り組んでいます。対処の策としましては、「あしたば」通室生への学習支援、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、家庭児童相談室、リーベル等の関係機関等との連携を図りながら教育相談活動の充実に努めているところです。

次に、学校統合について、(1)地域にどんなボールを投げたのかとお尋ねです。

地域協議のお願いにつきましては、令和2年7月9日の第1回学校づくり推進協議会において、見崎中学校や川崎小学校の教職員数や児童生徒数の減少が見込まれていることから、まずは第1段階として、見崎中学校区の子どもたちにとって望ましい教育環境について、地域の皆さんで協議していただきたいと要請いたしました。

次に、今後の進め方はどのように考えているのかとお尋ねです。

学校づくり推進協議会としての意見をまとめられた後、地域の方々との懇談会が開催される予定と伺っています。その後、要望書が提出されるのであれば、地域の方々、市議会の方々、教育委員会などであり方検討委員会を立ち上げてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○21番（松崎辰義君）

会議については、平成26年度から、特に令和元年度には12回の会議が行われているということです。月1回ぐらいのペースで実際は続けてあったり、いろいろあると思いますけれども、平均すればそのペースで開かれていると思います。

メンバーはさっき言われたように、教育委員会を中心として、その中で開かれているようですので、いろんなところを見ますと、大体教育委員会の中でそういう検討がなされているようですので、それはそれとしながらも、決定が令和元年11月18日に総合教育会議において決定をされたと。その日に施行されています。こんなふうに決まった日に施行してはいかん条例とか、そういうのはないですけれども、非常に急がれているのかなと見えますが、そこには決定したその日に施行するというのは、何か理由があったのでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

特段の理由というのはないと認識しております。

○21番（松崎辰義君）

特段理由はないということですが、11月18日に施行されたこの基本構想をもって、次の月、まだ1か月もたたない12月12日には川崎小学校で緊急の保護者会が開かれ、まずは令和3年度から忠見と川崎小学校の統合を考えていると教育委員会の説明があったと聞いております。あまりにも唐突で、保護者にとっては不安しかない。これが現実だったと思いますが、何をこんなに急がれているのか、お願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

前の課長が実際行かれたわけですが、そのときに私どもが聞いておりますのは、まずは委員会としての考え、学校再編の基本構想に書いております小学校と中学校を統合するのであれば、施設一体型の義務教育学校を目指すと、そういう考えを持っていることをお伝えに行ったと伺っております。

具体的にその何年というのは、昨日、私ここで答弁いたしましたように、市議会の皆様の同意であるとか、承認であるとか、その前の検討委員会におけるいろんな協議であるとか、校舎の関係もありますものですから、多方面に話をして進めていかないといけない案件でありますので、そういうのは全くもって決まっていない話でございます。

○21番（松崎辰義君）

私も以前もお聞きしましたし、今回も課長再三言われるように、日にちを決めているわけじゃない、いつからということを決めているわけじゃない。ただ、このときはそのような言い方で説明をされたんだろうと思いますけれども、今はそういうことではないということです。ただ、この日にちが非常に教育委員会のいろんな日程等の問題なのかもしれませんが、11月18日に決定をされて12月12日には川崎小学校に行く。問題は川崎小学校に行かれ

て、実はその後、次の令和2年9月25日、このときに初めて3校合同で説明会がなされております。そのときの状況じゃなくて、小学校2つを統合する考えのときに、川崎には行かれたけれども、忠見には行かれていないと。そして、次のときはいわゆる一つは基本的には義務教育学校を進めるという構想がありますから、それにのっとって考えてこられたんだろうと思いますけれども、この間、忠見小学校については具体的な説明がなされていない、非常にこれが問題ではないかなと私は思っております。

といいますのも、昨日も同僚議員が申しましたように、川崎地区と忠見地区のいわゆる統合に対する住民の考え方の温度差が非常にある。この原因の一つはこういうところをつくってきたのではないかと考えるからですね。だから、忠見小学校に説明に行っていない理由は何かあるのでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

忠見校区の区長さん方と春に会議の場を持っております。その区長さん方8名いらっしゃるんですけども、そのときに委員会の考えと区長さん方の考えをお聞きして、ぜひ進めてほしいということをその場で区長さん方が皆さんおっしゃられたわけです。そのときに区長さん方と協議会がこれからスタートするので、協議会のほうでじっくりとお話をさせていただいて、そして、その協議会を進める中で地域の皆さんと話をしていっていただけないでしょうかと、そういうことで区長さん方8名とお話を差し上げたところでした。

○21番（松崎辰義君）

区長さん方との話合いといいますか、それは当然今後のこととして、またまちづくりの観点から、区長さん方との意見交換、考え方、非常に大事であると思いますから、それはそれとしながらも、一番肝腎要の今の保護者、そして言われます今後忠見小学校に入ってくるだろうお子さんの保護者、こういった者の意見が非常に私は大事になってくるんじゃないか。本当に実際にそういう方々がまた忠見小学校をどうつくっていくのか、そしてその統合した場合、そういう中でどういう動きをされていくのか。ですから、非常にそういう意味ではまずは保護者、そういうところに話をすべきだったんじゃないかなと思うんですが、結果的にこの3校の合同保護者説明会まで忠見小学校は説明がされていない。これについては、どうお考えなのか、教育長にお尋ねします。

○学校教育課長（郷田純一君）

すみません、教育長に答弁してもらう前に私のほうでちょっと補足をさせていただきたいんですけど、忠見小学校の保護者の皆様とは、忠見小のPTAの研修会がございまして、そのときに義務教育学校ってどういう学校かちょっと分からないので、説明していただけないかという御要望がありました。そのときに学校の職員の方々、それとPTAの方々、それと

委員会、委員会は私と指導主事と2名参加させていただきまして、意見交換の場を設けさせていただいております。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

今、議員御指摘の地域の理解、まずは保護者、またこれから入ってくるであろう保護者の方々、その理解を得る、そこに説明するのがまず第一義だろうとおっしゃっております。まさしくそのとおりだと思います。今までの過程の中でそういったところに瑕疵があれば、これからまた改めていきたいと思えますけれども、そもそもは昨日も申しましたが、第1回目の協議会のときからこういうことでどうですかとボールを投げているということを再三申し上げておりますけれども、今、議員御指摘の令和元年の暮れに川崎小学校の保護者会ということで始まっているんですが、これはやはり全ての人の共通の課題認識である、いわゆる複式学級が現に今あるし、今年度からは教頭引上げになるとか、そういった喫緊の課題がやはり川崎小学校の一つはメインの課題でもありましたので、そこから話が始まったということで、その後、順次、忠見小学校あるいは見崎中学校、そういったことで地域の方々も含めまして、いろんな選択肢を考えていただいているという状況だろうと思っております。

○21番（松崎辰義君）

ちょっとなかなか今のはっきり聞き取りにくくて分かりにくかったんですけども、先ほど課長のほうから答弁があった中で、PTAの方々、それから先生たち含めて説明をしてほしいということで説明をされた。これはPTAの役員の方とか先生たちであって、やっぱり保護者の方々はそれについてはなかなか聞こえていないと思うわけですね。だから、皆さんおっしゃるのは、初めてその3校合同説明会の折に聞いたということですので、なかなかそういうところが、片一方はさっき教育長言われたように、大きな問題としては川崎小学校のほうで児童数とかそういうことも含めれば課題が多いとは思いますが、まずそこから行かれたのは当然だろうと思いますが、統合を考えておる場合、両方きちんと何らかの形で同じような説明会を開くことが大事だろうと思っております。

これはもう終わったことですから、今から何度言ってもしょうがありませんけれども、実は前にも頂きました、いわゆる令和元年度八女市立学校再編整備基本構想、この中に将来を担う子どもたちに、より望ましい教育環境を整えることが必要です。これはみんな思うことだと思いますけれども、学校教育法施行規則、小学校設置基準、中学校設置基準を踏まえ、さらには文部科学省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引、平成27年1月に通知されています。これを踏まえて長中期的展望を視野に入れた学校再編計画策定に取り組んでいきますということで、いろいろありますけれども、いわゆるこの適正規模・適正配置に関する手引というのが一つの大きな柱になっているのではないかなと思うわけです。

もっと早く気づいてそれをすればよかったなと思いますが、今回、いわゆる手引というのをダウンロードして読ませていただきました。なかなか我々にはおいそれと全部理解できる中身ではないなと思いますが、ただ読ませていただく中で、えっと思うことがあるんです。

というのは、八女市の基本構想については、小規模化のメリットというのはありますが、学校再編の基本方針、学校再編の基準、そういうものを読ませていただいても、いわゆる統合に向けて、緊急学校設置に向けてのことが書かれて、小規模校についての記述がほとんど見当たらない。ところが、この手引を読ませていただくと、実にいろんなことが書いてあるんですね。

例えば、1 ページ目ですけど、「国では昭和31年に中央教育審議会の答申を踏まえて、事務次官通達を発出した後、昭和32年に『学校統合の手引』を作成し、翌33年には小・中学校の学校規模（学級数）の標準を定めるなどして、地域の実情に応じた学校規模の適正化を推進してきました。また、一部に学校規模を重視する余り無理な学校統合も見られたことから、昭和48年に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めることや、小規模校の利点を踏まえ、総合的に判断した場合存置する方が望ましい場合もあることなどを通達しています。」、いわゆる無理な統合するだけではないよと、総合的に判断した場合、存置するほうが好ましい場合もある。いわゆる小規模、そういうものも大事にしないよと言っているんですね。

そして、「学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものです。各市町村においては、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の問題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校統合の適否について考える必要があります。」と述べられています。

ちょっと長くなりますけれども、また「地域コミュニティの核としての性格への配慮」、「小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格を持っています。」、「行政が一方的に進める性格のものでないことは言うまでもありません。」、私も今、八女市が一方的に進めているとは思っておりませんが、「各市町村においては、上記のような学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。」、こういう丁寧な議論をやっていきなさいよ。丁寧な議論ってどういうことか。私はさっきボールを投

げている。決まればそれからあり方検討委員会をつくると言われましたけれども、地域からはぜひ説明にも来てほしい、また聞きたいこともいっぱいあることは、教育委員会のほうにも声が届いていると思います。前回の議会でも言いましたように、我々がいろいろ言うのと強引に進めていると、そう受け取られる可能性もあるので、答えを待っている、見守っている。しかし、地域としては話合いをしたい、ボールを投げられたのを受け取るだけではなく、キャッチボールをしたいというのが地域の考え方だろうと思いますけれども、この点について、今どのように考えておられるのか、お願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

今現在、地域との話につきましては、まず見崎中学校の苦境と申しますか、教職員定数が減る見込みになっているので、何とかそれを解決したいという思いがあったり、コミュニティ・スクールが3校合同で開催されて、地域が一つの組織として学校のサポートをいただいていると、そういう状況もありまして、見崎中校区に協議会を立ち上げていただいて、見崎中校区という単位で地域の皆さんで考えをつくっていただければということで話合いをいただいております。

委員会の立場としては、議員がおっしゃられたように、また私が実際地域の協議会の場で明言しておりますように、一度考えというのはもうお伝えしているわけですので、また書かせてもいただいておりますので、いつもの多くのところでやられている統合とは別に、プラスアルファでワンクッション今地域での話合いの場をやっていただいておりますので、委員会の考えは考えとして、それは置いといて、地域の中で話し合っていただけないかというスタンスで今やらせていただいております。ですから、地域の皆さん、いろんな考えの方がいらっしゃるわけです。義務教育学校をつくりたいという考えの方もいらっしゃるし、いや残してほしいという単独でというお考えの方もいらっしゃることは承知しております。でも、その見崎中が一つの単位として我々考えておりまして、お願いもしておるものですから、まずはその中で議論をしていただければありがたいなということでお願いしております。地域の方からお会いしたいということで委員会に来られたこともありますけれども、そのときもお話は伺いましたし、その場でも3校という形で、今協議をお願いしておりますので、まずはその中でじっくりと話し合っていたきたいということでお話しさせていただいているところでございます。

○21番（松崎辰義君）

その中でじっくりとお話をさせていただきたいということは別にそれも構いませんけれども、昨日も同僚議員が申し上げましたように、学校づくり協議会においては、もう結論を出すんだと言われている。昨日も出ましたけれども、令和6年度義務教育学校開設を目指す上でも

と書かれておりますけれども、これについては全く教育委員会としては知らないと言われるし、言ったこともないということですし、それはそれでいいんですが、こういうものが文書として出ている。そして、事務局より今後の予定の確認がありましたということで、9月の第8回推進協議会で方向性を決定したい。もう全てがこの協議会の中で決まっている。今朝、忠見の方が電話をしてこられましたけれども、これを見てびっくりしたと。自分はその後何の話も地域でもないし、連絡がないというのもおかしいんですが、分からなかったのも、今中断をしているんだろうと思っていたら、こういう推進協議会だよりが回ってきて、もう9月には方向性を決定したい。えっと言われたのが地域の方々は知らない。ここに昨日も言われましたように、川崎と忠見の大きな温度差がある中で、このまま協議会が決定をし、このことが進められていくとすれば、大きな禍根を残す結果になるんじゃないか。電話された方は慌てて地域の方々に呼びかけたいと、そして忠見でももっと協議をしたいと。忠見の方はやはり川崎と忠見と同じスタンスで、統合するにしてもせんにしても、とにかく同じところの土俵で考えながら進めていかないと、結果的にどうなるかは分からないけれども、このままでは大変な問題になるのではないかと考えておられます。ですから、私が思うのは、やっぱりそこをきちんとすべきではないかなと思うんですが、そしてやっぱり一定同じ土俵にのって検討できるような、それは教育委員会がつくれということではありませんが、地域が盛り上げていく、そういう話が今、忠見の中でも始まっている。ですから、そのことを十分踏まえながら、慌てずにじっくり検討してほしいということ。

それから、これは間違いかもしれませんが、このような文書が回るということは、こういう場面を聞いた方、教育委員会に聞かれた方は、令和6年から開校を目指すというのは、今のところそういう問題はありませんよということは分かりますが、これだけ見た方は、えっ、そうなんだと思われている方もおられる。ですから、やっぱりこういうのはきちんと訂正をしていただく。教育委員会としては、こういう話はないので、訂正をしていただだけませんかということも必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

一つは、議員が今御指摘されているところなんですけれども、これは一番議員がお分かりかと思いますが、私が今は考えを地域で議論をしてつくっていただいている段階ということ。再編が決まる、決まらないの問題は、そこで決定されるわけがないということであり。ですから、それは発行元が協議会の方ですから、協議会としての考えをまとめるという意味でそういうことを書いてあるのかなと私は解釈をいたしておるところであります。委員会として決めるとか、そういうのは一切ないわけですから、当然、市議会とも話をしていない段階で、そういうことが決まるわけがないということであり。ただ、協議会には、

そういう御意見を持たれている方がいらっしゃるということは、協議会の事務局にお伝えしたいと思っております。

もう一つ、忠見校区の件なんですけれども、議員のお話しされた方と私がお話をさせていただいた方と同じ方かどうかちょっと分からないんですけれども、私は3人ほど忠見校区の方とお話をしたことがあります。一応私がお話を差し上げたのは、先ほど来からる説明しておりますし、昨日の話でもありました。地域の協議会が今あつていますと。これから協議会の方たちが地域同士でまずはちょっと話してみようということで地域を回られますから、そのときに思い切りお話をしていただければと、しばしお待ちいただければということをお話ししたら、ああそうねと、ならそのときに私考えを言うねと3名の方はおっしゃられておりました。

ただ、理屈だけで申し上げますと、協議会のメンバーは区長さんなり地域の核になっている方々が集まって来ていただいています。当然、個人の考え方で協議会で発言されるというのがないようにしてくださいねと、十分その地域の方と日々情報交換しながら、地域の方の思いとか地域の方の考えてあることとか、そういう御自分の考えと地域の皆さんの考えも併せて吸い上げて持ってきていただいて、協議会の中で活発に話し合いをしていただければというお願いも今までできてまいりましたので、また改めて忠見校区の中にそういう御心配をいただいている方、御希望をお持ちの方がいらっしゃるということは今までもお伝えしてきましたけれども、今日また一般質問で議員から御指摘いただきましたので、また再び協議会にお伝えして、吸い上げて議論をお願いしたいと申し上げてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

ぜひそういう話もしていきながらやっていただければと思いますが、ただ、今これだけのコロナ禍の中で、地域の総会、PTA総会、そういうものが文書決議でほとんどなされております。いろんな話し合う場が今奪われているのが現実です。そういう中で区長さん方も大変だろうとは思いますが、今、課長が言われた地域の声を吸い上げるという状況がなかなかできにくい。これが今の現実だろうと思っております。そういう中で事が進んでいくのであれば、やっぱりそこに問題があるのかな。私に電話がかかってきた方に聞くと、地域でもそういう話が一回も出たことはない。どこで決まっているのか、この協議会だよりしかないけれども、ここで随分進んでいるんだということを心配されてあります。だから、もちろんそれは課長が言われたように、ここでそれに向けてやりましょうと言ってもそれで決まるわけではないということですが、前も言われたように、地域からの要望があれば、それを受けてあり方検討委員会をつくります。要望としては統合ということが出された場合、そ

れを基にあり方検討委員会がつくられるということになってしまいうんじゃないか、決定ではありませんけれども、決定に近い内容になってしまいうのではないか、こういうことを心配してあるんですね。ですから、やはり今の時点で十分な話し合いもできない状況の中で、このコロナ禍の中で進めることは大きな問題になる。さっきも言ったように、これで進んでいけば禍根を残すことになる。実際に話し合い、今できないですよ。人が集まる、少人数でも協議会は20人程度集まっておられますけれども、なかなか集まるというのはできないのが現状だと思いますので、そこも含めて今後考えていただければと思います。

それと、先ほども申し上げましたように、いわゆる小規模学校、八女市の場合、例えば、統合しても少子・高齢化の中でなかなか小規模から抜け出せない、そういうことも今後十分考えられるだろうし、そのことも当然頭に入れながら検討をしてあると思うんですね。ところが、さっきも言いましたように、この基本構想の中には、そういった文言が一回も出てこない。だからあえて言いますけれども、いわゆるこの手引の中には、ちょっとはしょって言いますけれども、「統合困難な小規模校への支援の充実」ということで、「教職員配置の充実」ということで、「国の加配や県単独加配等を活用しつつ、小規模校の教育活動の充実や複式学級の解消に計画的に取り組むことも考えられます。また、地理的な条件等が許す場合には、複数校間で教員を併任させることにより免許外指導を解消するといった取組や、加配を活用して力量のある教員が小規模校間を巡回して若手教員とチームティーチングを行うことにより、教育活動の充実と若手教員の資質能力の向上を両立させるシステムを導入するといった取組も考えられます。」、「さらに、例えば、当該地域出身教員の活用に関して、都道府県における教員採用及び人事配置において「地域枠」を設け、異動の在り方や異動年限などに特例を設けることにより、地域に愛着を持つ一定数の教職員が腰を据えて小規模校を抱える地域の教育の充実に取り組んでもらう仕組みを整備することも考えられます。」。

一番最後に、「その際、地域コミュニティの核としての学校の機能を重視する観点からは、①学校統合により魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図ることを選択する場合」、「いわゆる統合を進めて魅力ある学校と。」「②地域の総力を挙げ、創意工夫を生かして、小規模校のメリットの最大化やデメリットの克服を図りつつ、学校の存続を選択する場合等の複数の選択があると考えられ、市町村のいずれの選択も尊重されるべきものであることは言うまでもありません。」と終わりに締めくくっております。

どちらを選んでも国としては支援をしていきますよ。いろんな考え方の中で、統合、それから小規模校を残してメリットの最大化やデメリットの克服を図りながらやると。いわゆる選択肢をきちんと市民に知らせる必要はあるんじゃないか。でも、これにはそういう選択肢はありません。私はこれは大きな問題だろうと思っています。やはり手引にあるように、いろんな選択肢を地域で選択できるような提案を、または指導助言をするのがあなたたち教育

委員会の役割じゃないんですか。教育長どう思われますか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

まず、そもそものところで議員がおっしゃっています、先ほどの手引の中をよく読んでみますと、まさしく議員がおっしゃるようなことがたくさん書いてあります。これは言うならば、文科省は適正規模にきなさいよと言いつつながらも、それぞれのところできちっと判断しなさい。これは少人数だから学力が高いとか、少人数だから不登校が少ないとか、あるいは逆もですね、これは科学的根拠はないんですよ。今までのデータで習熟度別学習というのは根拠があります、学力が上がるというのはですね。ですから、結局は統廃合する場合にはそれぞれの市町できちっと地域の理解を得てしていきなさいよと。そもそもこの中で書いてある少人数と複式というのはまた別なんです。そこの感覚を同じと捉えると議論がかみ合わなくなるんじゃないのかなと思っています。まさしく少人数は議員おっしゃるようにメリット、デメリットたくさんあります。メリットも含めてですね。

例えば、八女市の場合、小学校は1クラスの人数30人以下の学級というのは77%あるんですよ。ということは、ほぼ少人数です。ですから、この適正規模に合わせていこうとするならば、ほとんどの学校を統廃合しなくちゃいけないということになります。例えば、小学校で単学級の場合であっても、これもこの手引の中にも書いてありますけれども、学級数もですけれども、学校全体の児童生徒数、そういったことも考えてくださいと。あるいは1学級の規模ですよ、いろんな人間関係、調整能力とかいろいろありますので、その1学級の規模、単学級としても、単学級の学校ですら学校全体ですと、総児童数は40人から230人、240人ぐらいまでの学校、様々出てきます。ですから、一概には言えないんですよ。

ですから、この基本構想の中にはそういったことも加味しながら、学校編制の基準として、本市が目指すべき学級数はクラス替えができる1学年2学級以上が望ましいと。しかし、児童生徒数は1校100人以上程度、これは単学級でもオーケーなんですよ。だから、そういったところに反映はしています。ですので、少人数と複式学級、今回の場合もですけれども、複式になると、単なる少人数だけではなくて、やはり課題が出てくるだろうと思っています。ですので、そのところは例えば、川崎小学校の保護者の皆様もその複式学級はできるだけ解消したいという思いは一緒なんじゃないのかなと思っています。

先ほど議員おっしゃいましたように、様々な措置がございます。ただ、兼務発令というのはなかなか難しいです。校舎が一体になっているときには兼務発令はやりやすいんですけれども、星野小中学校でも兼務発令をいたしました。矢部でも統合前、兼務発令をいたしました。それぞれで行き来しながら、中学校から小学校に行ったりしてやりましたけれども、なかなか難しい面もある。そしてもう一つは、各学校にそれだけの余裕のある人員がいないと

いうこと。これはただでさえ教員の人数が足りていませんので、そういう中で難しい。ただし、例えば、複式学級の解消のために毎年教育委員会からも県教委のほうにはその加配のお願いはしております。ただ、これはなかなかつかないんです。いろいろ努力はさせていただいておりますので、その中でも今の現状になっているということです。

これからもまだすぐどうこうというわけじゃありませんので、お尻を決めているわけでもありませんので、今の状況というのは、例えば、川崎小学校の保護者の方々もできれば複式は解消したいと。八女市からも少人数加配で加配をしております。その方を含めて、結局は本当は2学級複式ですけれども、複式学級で全て本当は直接指導と間接指導、1人の先生と一緒にやるわけですね。ところが、その加配とかいろんな学校で工夫をしてくれて、今、算数だけそういった形でやっています、5・6年一緒に。私も見に行きましたけれども、教員の負担も含めて、子どもたちのことも含めて大変です。ですので、そういった渡りができる教員もなかなかいませんし、だから、それを解消するということは、これは統廃合の問題とは別に、やっぱりそれは日頃から我々がやっていかなくちゃいけないと考えております。

以上です。

○議長（角田恵一君）

松崎議員に申し上げます。資料要求として、北浜学園の資料及び不登校の資料も要求しておられますので、それを使った質問を、あと時間9分しかございませんので、時間配分をして質問をお願いしたいと思います。

○21番（松崎辰義君）

不登校の問題に入らせていただきます。

資料を頂いております。これを見ますと、前の議会でも申し上げましたように、特に非常に多いなというのと、令和に入ってからまた増えているなというのが感じられます。平成30年度は小学校21名、中学校46名、合わせて67名。令和元年になりますと、小学校29名、中学校61名で90名になっています。令和2年度になると、合わせて121名。登壇しても申し上げましたように、当然この問題については、本当に苦労しながら知恵を絞って、毎年いろんな対策を行っておられるものだと思っておりますが、なかなかその効果が出ていない、見えない、それが今の現状だろうと思います。

ですから、今これらを考えたときに、今後どのようにされていくのか、また今後の見通しが本当に解消に進む道なのか。簡単にできるとは思いませんけれども、先ほど登壇の中でもありましたが、もう一つ聞こえていない部分がありますので、もう一回今後の対策と見通しについてはどのように考えておられるのか、現在どういうこと、「あしたば」を中心にいろんなことがされているとは聞きますけれども、なかなかそれが実っていないんじゃないか。その点についてお伺いをいたします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

不登校の現状につきましては、我々八女市のみならず、全国各地で1万人、2万人ずつ増加したりとか、今急激に増えております。文科省のほうも通知の中で、学校に戻すだけが目的ではない。場合によっては休養の意味もあるんだと申し上げておりますし、とはいえ学校に戻りたいと思っている子どもたちもたくさんおるわけですから、頑張っていかなければいけないと思っておるところです。

今後の我々の主な対策の骨子としては、一つは、前から言われていることですけれども、中一ギャップのことはよく言われております。議員の資料にもありますように、やっぱり小学校に比べて中学生のほうの不登校の数が多いと。これは全国そうなんですけれども、その中一ギャップというのをどうかしていかないといけないと思っております。その中の一つの策として、義務教育学校というのも当然あるわけなんですけれども、それ以外に、今、中学校区ごとに小中共通の教育目標を立てて、そして実践させていただいております。これを市指定の研究発表会を開催しまして、検証をしていくことを考えております。

それと、不登校対応の体制整備といたしまして、今年度からスクールソーシャルワーカーを1名増員していただいております。2名から3名体制になりましたので、昨年度までに比べて随分保護者の皆様ともたくさん話ができるようになったと言っております。ただ、数が今後も増えていくというのを予測されると文科省は言っておりますし、我々もそう感じておりますので、この保護者及びスクールカウンセラーが児童生徒に当たるんですけど、その2つの専門の力をお借りできるように、今後も増員していける努力はしていかないと考えておるところです。

また、教職員の年齢構成がベテラン中心から経験値の少ない若手中心へと今後さらに加速してまいります。そういう中で、生徒指導の対応力を根本的に早期からつけていくというのは、学校としては大きな課題であります。ですから、今年度、市で独自に若手の研修会というのもしましたので、そういうのを中心に粘り強く生徒指導力の向上に取り組んでまいりたいと思っております。

また、その予防策として、今、千葉大のこころの発達教育研究センターとコラボレーション、連携させていただいて、認知行動療法に基づく不安の予防教育プログラムというのを実施しておりますので、それは継続してやっていければと。今年度はちょっとコロナで千葉大のほうからなかなかできないということで、今年は実施できておりませんけれども、また状況が許すならば、今後も引き続き千葉大との連携については続けてまいりたいと思っておるところです。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

不登校の問題ですね、さきの議会でも申し上げましたように、小規模特認校において不登校がよくなったという例もあると申し上げたように、一つの考え方として、今すぐそういうのが実現できるとは思いませんけれども、実験としてそういうこともモデル校として考えていけたらいいなと私は思っておりますし、そういうものも考えていってほしいと要望をしておきます。

北汭学園の転入転出ですが、頂きまして、以前に比べて転入転出が減って、令和3年度はゼロになっております。何でこういうことを聞いたのかというと、やはり義務教育学校としてやってこられた一つの財産といえますか、貯蓄されたものがあるだろうと。そういうものに関していえば、この構想にせっきかくの問題、どういうものがよかったのか、どういうことが問題なのか。やはりきちんと検証した問題を広く市民に知ってもらう。また、今後、義務教育学校を進めようとしていく地域の保護者の方々にきちんと説明する責任が私はあるだろうと思うわけです。ですから、北汭学園のそういった問題、転入転出も含めてよくなっていったんですよ、そういう検証をきちんと市民に知らせることも大事なことだと思うし、これは一つの大事な役割だと思いますので、その点も今後ぜひ検証され、市民に広く義務教育学校の良さを知らせていただきたいと思います。

○議長（角田恵一君）

時間が参りましたので、21番松崎辰義議員の質問を終わります。

午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

16番三角真弓議員の質問を許します。

○16番（三角真弓君）

皆様、こんにちは。大変にお疲れさまです。公明党の三角真弓でございます。

今日は、お忙しい中、多数の傍聴者の方がお見えになっております。心より感謝を申し上げます。

また、8月の大雨により被災されました方々、お亡くなりになられました方々へ心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興を祈念いたすものでございます。

では、さきの通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

初めに、地域共生社会の実現に向けた取組について、大きくは2点についてお尋ねをいたします。

最初は、安心・安全なまちづくりについてであります。合併して11年が経過をいたしました。今年度、高齢者人口はピークを迎えます。

また、8月11日頃から梅雨の時期をずらしての長雨による災害も発生をいたしました。本年度より、第5次八女市総合計画が市民の暮らしを持続可能な形で支える指針として策定され、基本構想の中では、8つの基本政策に基づく取組が推進されています。基本政策の5「安心して暮らせるしくみづくり」に基づいて、3つの点について質問させていただきます。

1、高齢者のみの世帯の将来の生活環境をどう整えるのか、2、地域包括ケアシステムの達成度は、3、地域住民のニーズを支える保健師の業務の実態は。

以上の件でございます。

次に、基本政策の6の「ふるさとを愛する人づくり」についてであります。

次の世代に明るく、恵みの多いふるさとをつないでいくために、子どもたちが誇りを持って成長していくふるさとづくりに向けて、次の3点についてお尋ねをいたします。

1、特色ある教育環境への取組は、2、生きる力を育む教育への取組は、3、小規模特認校制度の特色を活かした教育方針への考えはの3点です。

あとは質問席より順次質問させていただきます。明確なる御答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

お疲れさまでございます。16番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、地域共生社会の実現に向けた取組についてでございます。

安心・安全なまちづくりについて、高齢者のみの世帯の将来の生活環境をどう整えるのかという御質問でございます。第5次八女市総合計画では、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく地域共生社会の実現に向けて「安心して暮らせるしくみづくり」を基本政策の一つとして、幅広く福祉施策を展開しているところです。

高齢者についても、きめ細やかな見守り体制の整備など、安心・安全な地域づくりに取り組んでいます。

次に、地域包括ケアシステムの達成度でございます。

地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な機関として、合併前の旧市町村ごとに地域包括支援センターを設置し、地域の高齢者の総合相談、権利擁護、地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援しています。

本年4月より地域包括支援センターの体制を変更し、機能強化を図るとともに、統括部門の機能強化と関係機関との連携強化を図り、複合的な課題を抱えた世帯の相談にも対応できる総合的な相談体制を構築しております。

次に、地域住民のニーズを支える保健師の業務の実態はというお尋ねでございます。

保健師につきましては、健康推進課、介護長寿課、子育て支援課及び黒木支所に配置し、それぞれの部署において保健業務に取り組んでおります。

地域住民が健康で安心した生活が続けられるよう、関係課や関係機関と連携を取りながら、健康の相談や生活改善の指導、様々な心配事に寄り添い、家庭訪問指導や相談業務を行っているところでございます。

次に、ふるさとを愛する人づくりについてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたします。よろしくお願いいたします。

○教育長（橋本吉史君）

16番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

(2)ふるさとを愛する人づくりについて、ア特色ある教育環境への取組はとのお尋ねです。

特色ある教育環境の取組の充実につきましては、教育部全体で取り組んでおります。

学校教育課におきましては、「生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育むまちづくり」という目標を掲げて取り組んでいるところでございます。

イ生きる力を育む教育への取組は（不登校児を増やさない為）とのお尋ねです。

不登校児童生徒に対する取組といたしましては、予防と対処という2つの側面から取り組んでいます。

予防の策としましては、月例報告による児童生徒の状況把握と各学校の取組への指導・支援、教職員の働き方改革、千葉大学との連携による「勇者の旅」プログラムの実施などに取り組んでいます。

対処の策としましては、「あしたば」通室生への学習支援、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、家庭児童相談室、リーベル等の関係機関等との連携を図りながら、教育相談活動の充実に努めているところでございます。

次に、ウ小規模特認校制度の特色を活かした教育方針への考えはとのお尋ねです。

現在、八女市では、小規模校に限らず全ての学校において、保護者や児童生徒が各学校の特色を理解した上で、指定校以外の学校への入学を希望できる学校選択制を実施しております。

以上、御答弁申し上げます。

○16番（三角真弓君）

これからの社会の在り方を考えたときに、今、重要なキーワードは、地域共生社会ではないかと言われております。このことは、よく市長もいろんなところでの御挨拶の中で出てくる言葉だと認識をしております。

今、毎日のように激戦が繰り広げられておりますパラリンピックでございますけれども、

第2次世界大戦で負傷した兵士のリハビリの一環として始まったパラリンピックは、共生社会の促進を大きな目的としている。

折しも日本では、今年4月、共生社会の実現を掲げた改正バリアフリー法が全面施行されました。障がい者や高齢者らが交通機関をスムーズに利用できるよう、事業者の取組を明示したことが柱で、心のバリアフリーに関する啓発事業を国が後押しすることも盛り込まれています。今回のパラリンピックを通じ、共生社会や多様性を認め合うことの意義について、多くの国民が認識を深める契機となることが望まれる。

また、大会はコロナ禍での開催となったが、困難を克服することの大切さを世界に発信する点からも意義は大きいと書かれておりました。

今回、私はどうやっていくことが地域共生社会の実現につながるかという大きなテーマを、高齢者問題と児童生徒の問題という2つの点に絞らせていただきました。

先ほども通告で申しましたように、合併をして11年が経過をいたしました。八女市の高齢者のみの世帯、また、将来の生活に対しての環境をどう整えるかということで題を出しておりますけれども、安心・安全なまちづくりについて、どうしても高齢者の皆さんの生活が大事になってまいります。

特に、八女市はちょうど介護保険の八女市高齢者福祉計画と、今は第8期の介護保険事業計画、これは令和3年度から8期になっております。この介護保険は平成12年から第1期がスタートしておりますので、その時期と比較をさせていただいたときに、この8期に書かれているように、令和3年度、今年が八女市にとって一番高齢者の人口が多くなる時期を迎えております。

そして、この介護保険計画が5、6、7、8期ございますけれども、ほぼほぼ内容的には、具体的な内容も含めまして、数字は若干変わっておりますけれども、目標としているものは同じかなというのを感じております。

しかも、それに最近では、大きな災害が毎年のように起こる、そのような時代でありますし、東部のほうではほぼほぼ限界集落に近い集落が増えてきて、本当に災害ともなれば中山間地が多く、今までの約11年間、介護保険事業計画では、5期から今回の8期間の間、何をもって高齢者の生活環境を整えるということに努力をされてこられたのか、その点、最初に部長にお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（橋本妙子君）

お答えいたします。

この10年、介護保険の中でどういうところを重点的にということですが、まず、1番目は、高齢者の方が安心してそれぞれの今住んであるところで自立して自分らしく尊厳を持って生きていただくところで、そういうふうに移らしていただくということを基に計画を

立てまして、それぞれ各期ごとに目標を定めてまいりました。

現在は、そういう中で、先ほど議員もおっしゃいましたように地域共生社会の実現というところで、高齢者の方も生きがいを持って暮らしていただけるようにというところで計画を定めておりますけれども、そういう中で地域包括ケアシステムの推進というところに取り組んでおります。その中においては、いろんな関係機関が連携しながら、高齢者の方がいろんな地域での課題、八女市においてはそれぞれの地域でも課題がございますので、そういうところでの課題を整理しながら、地域で解決できることは地域で解決、また、市のほうで解決すべきことは市のほうで取り組む、そういう取組を進めていっているところでございます。

また、その中においては地域での助け合いのシステム、そういうところも皆さんに地域づくりということで取り組んでいただきたいというところで、地域ケア会議、そういうことも推進しているところでございます。

○16番（三角真弓君）

次の地域包括ケアシステムの達成度と一緒に質問させていただきたいと思っております。

地域包括ケアシステムは6期からこの言葉が出るようになりましたけれども、計画の第5期の中にもこのような内容のことは書かれております。特に5期、平成24年に策定されました中には、高齢者のピークを迎える時期を見据えて、各種関係機関が基盤整備を整えていかななくてはならないということを明確に第5期の計画には書かれております。そのピークというのが今年、令和3年なんですね。この計画を全て質問するのには時間がかかりますので、特に、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立して日常生活を営むことができるように医療介護、住まい、生活支援、介護予防を包括的に確保すること、これが包括ケアシステムの推進の内容になっていると思っております。

では、この医療介護、住まい、生活支援、そういったことに対して1点ずつ分かる範囲でお尋ねしていきたいと思っております。この包括ケアシステムは24時間365日、訪問介護・看護ということが義務づけられておりますけれども、これに関しましては、今どのくらい達成をしているのか、分かればお願いしたいと思います。

○介護長寿課長（平 武文君）

お答えいたします。

そのサービスは現在、八女市内でも介護サービスとして実施されておりますが、やはりいかにせんコストといたしますか、そういう関係でやはり有料老人ホームとか、そういう施設併設型の事業者でのサービスに限られておりますので、なかなか一般の地域、そういったところに隅々までそのサービスが行き届いているということは、今のところ申し上げられないということでございます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

やはりこれを積み上げていくためには第5期、合併した当初からの計画を毎年毎年やっていかなければ、高齢者人口がピークになるこのときに出来上がるはずはないと思っております。それで、ぜひこれは急いで立ち上げていただきたいと思っております。特に、災害となれば、今回の災害でも通行止めになりましたように、東部は車が走れないようなところに高齢者お独り、御夫婦での暮らしをされている方もかなりいらっしゃいますので、そういった点も配慮して、一日も早く立ち上げていただきたいと思っております。

それと、高齢者の住まいですけれども、土砂災害区域とか、集落の中で住めなくなった方々、そういった高齢者の方たち、施設に入る方は別として、本当に特にこれは交通の便が不便という申し訳ありませんけど、東部にそういう方が多いのではないかなと思っておりますけれども、高齢者の住まい、よく単独で市営住宅に入りたいんですけどという相談が結構ございます。単身の場合は60歳を越さなくてはなりませんし、非常に古かったりということになって、高齢者の住まいというのを今後どのように考えていかれるのか、また、どのように今、進めておられるのか、これが分かればお願いします。

○介護長寿課長（平 武文君）

お答えいたします。

地域包括ケアシステムの5つの構成要素のうち、御指摘のように住まい方というのが今後も含めて一番の問題だと思っております。現在、市内には例えば矢部とか星野に福祉センターに併設する形で居住部門という、介護保険が適用されない方向けの住宅でございますけれども、こういった施設がございまして、御利用いただいている状況でございます。今後、高齢化、独り暮らし、高齢者のみの世帯が増えていく、そして、災害の状況も日々こういうふうに深刻化していく中では、住まいの問題というのは大変大きな重要な問題であるという認識でございます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

高齢者だけでも過去最高、令和3年度の介護計画の中では2万2,125人ですね。35.6%です。このだけの高齢者の方がいて、本当に今、旧八女市なんかは、かなり古い住宅がそのままになっているということで、これも計画の中でどこまで検討されたのか。これは今まで何回も質問いたしてきましたけど、進んでいないということが残念です。

例えば、これは副市長にお尋ねしますけれども、例にとっては申し訳ないんですが、先に合併いたしました上陽町ですけど、あそこには北川内を中心に銀行も美容院もコンビニも支所も、生活するコンパクトなシティづくりができるような地域になっているのではないかなと思っております。

将来、2040年を見据えた計画でございますけれども、上陽町で総人口が925人というぐらいの人口になっていくんですけれども、今後、上陽だけではなくて、いろんな地域でそういうコンパクトなシティづくり、こういったことも今後考えなくちゃならないかなと思っていますけど、どのようにお考えでしょうか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えします。

地域活性化は、基本的に住んでいただく皆さん方が気持ちよく楽しく過ごしていただける、それがベストだと思っております。そのために、社会情勢が今後どのように変わっていくかというのを見据えまして、安定してその地域に住んでいただける、そういう方向性を模索しながらしていくのが基本だと思っています。おっしゃっております市営住宅等の整備の部分、老朽化の部分もございますけれども、それについても計画を立てておりますので、予算の関係もございますけれども、順次計画を進めながら安定して地域にお住まいいただけるよう、しっかり努力していきたいと思っております。

○16番（三角真弓君）

昨日、同僚議員が公共施設の問題を質問されて、年間17億円の維持管理ですね。そういうことを考えたときに、早くそれを何とかこの10年の間に処分するものはする、この管理費をいかに減らし、その予算で高齢者の本当に困った方たちの不便な住宅の解消になったのではないかなということを、昨日改めて実感をいたしたところでございます。

それと、生活支援サービスですね。これは全く7期と8期は一緒でございます。一番が家事の支援、2、外出時の送迎、3、買物の代行、4、24時間電話相談、5、簡単な修理・修繕。こういったものが、高齢者が困ったときにすぐに対応してくださる、この達成度、これは全く順番も一緒です。7期も8期にも書かれております。これは改善されたでしょうか。

○介護長寿課長（平 武文君）

お答えいたします。

それぞれの御家庭、地域で課題も違いますので、一律に進捗度というのは計りかねますが、今の我々で実施しているのは生活支援コーディネーター事業というのをやっております。これは社協にお願いしているんですが、地域に入っていて、その困り事、例えば、今、立花町の辺春地区でやっているのは買物支援というのに取り組ませていただいております、その地域の方の課題等もお話を聞く中で、例えば、宅配型のお店というか、サービスをやっている業者がおりますけれども、そういったところに発注代行を近所の方がボランティアでやっていただくとか、そういうアイデアも出てきております。一律にどこまで進んだという御答弁はできませんけれども、こういったところで地域地域、細かいところでしっかり取組は進めているところでございますので、よろしくお願いします。

○16番（三角真弓君）

これも、地域がこれだけ広域ですので、一つ一つ具体的に現状の把握ができなければ、政策として進めるのはなかなか困難ではないかなと思っております。

第8期の中には民生委員さんたちのアンケートが載っております。これも7期も8期もほぼ一緒なんですけれども、災害時、緊急時等に対する不安が大きいというのが一番です。これは52.7%あります。それで、先ほどの買物、通院等の移動が不便、このようなことをどうやったら解消できるのか。特に災害時の、というのは今年も本当に長雨が続いて、職員の方々は本当に大変な思いをされたと思っております。

それで、話が飛ぶということより関連ということで、今回、本庁と各支所の職員数を各地区ごとに出していただきました。これは、合併前の平成21年4月1日時点、それと、令和3年4月1日時点です。人口も同じように出していただいております。人口は9,249人、小さくいうと減っておりますけれども、職員数は本庁は165人増えております。黒木町は98人減っております。立花町も95人減っております。星野は40名。矢部も減っております。全体的に職員として90名減っておられますけれども、災害が起こったりしたとき、どういう課題がその支所にあるのか。地域の高齢者を含む、矢部は矢部、星野は星野、黒木は黒木で、それぞれの各支所に赴かれていって、職員の方といろんな意見の交換というのは副市長、そういうことをやらなければ、災害は去年の7月豪雨と今年の8月のこの大雨はまた違う、災害の額は今年が低いんですけど、出方が違います。

本当にそういう中で人的配置の適材適所、こういったものも考えた中で、災害にこれだけ住民が不安を、特に高齢者の方が感じていらっしゃる。それに対して、やはり職を越えた上で、いろんな支所で勤務されている方、特に中山間地が今回も多く被害が出ておりますので、そういうことで人数がこれだけ減った。比率的には人口はそこまで減っていないと思います。そういったことが分からないと、災害がない時期に次の手をどう打つのかということが大事になってくるかと思うんですね。ですから、職員が減った分、そういった本庁からのいろいろ、市長は陣頭指揮でいらっしゃるでしょうから、副市長とかが回っていただき、各支所の意見交換、こういったことをぜひやっていただきたいと思いますけど、どのようにお考えでしょうか。

○副市長（松崎賢明君）

職員の配備体制ですけれども、議員御指摘の災害に関しまして言えば、昨年度から第一整備室、第二整備室を配置しまして、その中で、機能的に動けるようにしております。これまで、土木関係の技術職と農林業の技術職、別の部署でございましたけれども、それを一体化することで、今おっしゃいました災害の状況に応じて、それぞれで動いていたやつを一体的に動いて、効率よく市民の皆さん方の安全を確保できるようにという体制を取っております。

その結果については、災害ごとに情報が入ってきておりますので、次に向けてまた、再度整備しながら検討を進めながら体制の強化を図って、備えているところでございます。

○16番（三角真弓君）

今、私が申ししたのは、情報はいろいろ入ってくるでしょうけど、じゃ、実際その現場を見たり、職員の方たちが本当に大変な思いでやっていらっしゃる姿をやっぱりトップリーダーとして現場に行き、そして、職員の声を吸い上げることが住民への安心・安全の暮らしにつながっていく、毎回私は思っております。なぜ回られないのか。これは不思議ですけど、ぜひそういう意識を持っていただきたいと強く要望いたしたいと思います。

本当に、介護保険の課題というのはたくさんございます。私は何回も、これも一般質問でやってまいりました。デマンドが今回拡充しておりますけれども、その乗合タクシーに乗れなくなった方の福祉有償運送はどうするのかということは、何回も何回も質問してまいりましたが、それはどのようになったのでしょうか。

○福祉課長（栗山哲也君）

お尋ねの福祉有償運送については福祉課の所管で行っておりますが、福祉有償を運送しているのが上陽と矢部と黒木、それから、星野については別途そちらの支所のほうで運用している部分がございますけれども、福祉有償運送について本市、旧八女市とか、そういうことを考えているということは今のところございません。

○16番（三角真弓君）

課長、現実、それが稼働し、年間何人がその福祉有償運送で高齢者の方が買物や病院に行って助かってあるのか。そういうところを今聞いているんですね。稼働しているんですか。

○福祉課長（栗山哲也君）

今申し上げました地区につきましては登録制がございますけれども、登録者の方が利用されることになりまして、地域の病院であったりとか、一部地域によっては買物にも使っているところもありますけれども、多数の方が御利用されて喜んでいらっしゃるという現実がございます。それぞれの地区で60名から80名ほどの登録をいただいているような状況でございます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

それは今の現状で足りていますか。拡充が必要ですか。これだけの高齢化が今ピークです。そういう中で、乗合タクシーに乗れなくなった方、買物弱者、さっき申しましたように病院に行けない、本当にいろんなことで困ってあるんですね。ですから、もう一回そこら辺は十分にどのくらいの方が利用されているのか、そういう把握を一回していただきたいと思っています。答弁はよろしいです。

それで、最後ですけれども、保健師の業務に対してでございます。

私はもう10年前から、また、そして、厚生常任委員会としてでも各支所に保健師をとという提案を過去にさせていただきました。これはなぜかという、本来、保健師のあるべき姿というのは、家庭訪問、大変ですけれども、そういう実際に会って話して訪問して、そうやって政策に生かしていくということが、私は個人的に一番大事なのではないかなと思っています。

今回、各課ごとに保健師の方の訪問件数を出していただいておりますけれども、この件数、例えば、健康推進課とか74名ですけど、何名の保健師で、そして、訪問したことによって見えてきた政策、つなげる政策があったのか、それぞれに答えをお願いします。健康推進課から最後の黒木支所ですけれども、昨年から2名の保健師を配属させていただいております。どういう趣旨の下に、広範囲な地域を回っていただいて、結構件数も出ておりますけれども、それぞれの課長に何名、また、どういう課題が保健師の訪問によって見えてきたのか、この点をお尋ねします。

○健康推進課長（坂田智子君）

健康推進課からお答えいたします。

健康推進課には8名の保健師を配置しております。そして、訪問件数はそちらに書いてあるとおり74件ということで書いております。内容につきましては右側に書いてあるとおり、それぞれの検診等の結果説明ですとか、災害時の訪問等ということになっております。

それぞれ訪問いたしまして、訪問中心ということではなくて、当然、健康推進課においては、保健指導等は来ていただいたの指導ということで原則行っておりますので、なかなかちょっとそれに応じていただけない方ですとか、連絡が取れない方の訪問となりますので、そちらが中心ではないということで御理解をいただきたいと考えております。

以上です。

○介護長寿課長（平 武文君）

お答えいたします。

介護長寿課には3名の保健師が配属されております。御指定いただいている訪問件数を数える期間が去年も含まれておりますので、その数の一部には直営で八女地区の包括支援センターをやっていたという数も含んでおりますので、43になっております。しかし、高齢者の場合は、まず、地域の包括支援センターの相談体制というのがございますので、そこに保健師が関わるケースというのは、やはり複合的課題です。処遇にかなり困難なケースに合わせて関わっていくということで対応しているところでございます。

基本的に、通常の業務としては、訪問相談体制は業務として入っておりませんので、包括支援センター経由なり、その他の民生委員さんとかの御連絡等に対応するという形で進めて

いるところでございます。

以上です。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

子育て支援課のほうでは、保健師5人を配置していただいております。今回、出させている約320件ですけれども、母子保健業務を中心に実施をしているところでございます。約320件のうち180件が妊婦の方、140件が子どもさんの訪問をしている状況でございます。内容といたしましては、初めての出産ということで、身体的にも精神的にも非常にリスクが高い方を対象に保健師が訪問しておりまして、健康状態の観察、アドバイスなんかを支援しているということでございます。

子どもさんにつきましても同様でございます。新たに子どもさんができられまして、成長面とか発達面で非常に心配があるということで、健康状態、成長発達の確認なんかを観察をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○黒木支所長（松本伸一君）

お答えいたします。

黒木支所におきましては、昨年の市の機構改革で2名の保健師が生活福祉係のほうに、今現在配属となっております。先ほど健康推進課の課長のほうの答弁がございましたけれども、住民健診、それから、保健指導等には当然御相談に乗るわけでございますが、私たちの保健師2名につきましては黒木、上陽、矢部、星野地区、特に八女東部地区を中心としてエリアを広げまして、そちらのほうに従事するような形ということで今取り組んでいるわけでございます。

しかしながら、なかなか地域の実情が分からないというところもございましたので、それぞれ各地区の行政区長さん、それから、地域包括支援センター、民生委員、児童委員さんとか、それぞれ関係のある方々と意見交換会を随時行いまして、その中である一定の、八女東部の課題整理をしようということで取組を始めたところでございます。

そんな中で、やはり見えてきましたのが、特に八女東部は高齢化が進んでおるということでございまして、平均して45%、特に矢部村地区については50%を超えまして、65歳以上の方々が半分は占めておられると、本当に高齢者世帯のみの家庭につきましては、切実な実情である状況ではないだろうかと思っておるわけでございます。その中で、皆さんの意見をある一定吸い上げまして、訪問を始めたわけでございますけれども、やはり今まで生の声を聞かなかったことに対して、把握しきれなかったことが少しずつ見えてきたわけでございます。

最初は、訪問に来ますと抵抗される方もいらっしゃいましたけれども、少しずつ訪問を重

ねるうちに心を開いていただきまして、逆に訪問者の方から声を届けていただくケースもございます。

それで、実際の相談の内容でございますけれども、特に中山間地につきましては、地域や家庭で引きこもりをされておられる高齢者の方がどこでも多数いらっしゃいます。その方の御相談では、やはり生活の困窮とか、自分の健康面とか、それから、介護保険等のいろんなサービスの制度のことがよく分からないことがやっぱりございますので、そういうことに真摯に答えながら相談に乗っている状況でございます。

こういったコロナ禍でございますので、なかなか地域の伝統行事等ができない状況でございますので、さらに引きこもりをされる高齢者の方が常態化している状況でございますので、その結果、認知症の進行とか、それから、持病の悪化とか、体力の低下、そういったのが危惧されるんじゃないだろうかと今、検証しているところでございます。

そういったことで、八女東部に任せております保健師については、そういった方々に寄り添って、今後もアンテナを高く上げまして、情報をキャッチしながら、それぞれのいろんな関係機関がございまして、その関係機関と連携を密にしまして、相談体制の構築につなげていきたいと思っております。

それから、せっかくでございますので、こういった訪問活動を広く皆さんに周知して、分かっただくということで、ある一定コロナが収束しましたら、地区の懇談会、それから、相談業務、それぞれの地区の懇談会に入りまして、ぜひとも普及・啓発活動をしながらこれらの活動を分かっただきたいと、力を入れていきたいと思っているところでございます。

○16番（三角真弓君）

ありがとうございました。それぞれの課長様にはお礼を申し上げます。

人数とその仕事の内容、事務的な処理、いろいろございましてしょうけれども、ほぼほぼ黒木は335件ということで、2人の保健師ということで、徹底的な家庭訪問をされているということはこの数字には出てきております。

先ほどから私が申しておりましたように、今後、保健師の在り方として重要なことというのは、地域包括ケアシステムをつくり上げていく、先ほどから買物弱者や、いろいろ災害に対しての不安とか、高齢者はいろんな課題をお持ちです。そういったものをどう政策としてつくり上げて、この第8期の介護保険の事業計画が成就していただきたい。そのためには、日頃できていないことは災害時にもできることではないかなと思っています。

また、顔の見える関係づくりが大事。保健師は日頃の地域活動で得た情報や培ったネットワークを活用しながら、住民の相談や不安に対応し、起こり得る影響を予測し、疾病予防や拡大感染、健康生活の回復のために活動する、そして、それぞれの土地の強み、特性を活かす。ですから、保健師が旧八女市でもそれぞれの校区ごと、担当保健師は設置されていると

聞いておりますけれども、なかなか業務が煩雑ではあるのでしょうか、訪問件数はそう伸びてはいないと思っております。

今後、東部は特に広い中で2人の保健師で果たしていいのか。特に、これだけの限界集落を抱えている地域におきまして、各支所ごとの保健師の配置、顔の見える、そういう声掛け、先ほど黒木支所長がおっしゃいました寄り添い感、こういったことのためにこの保健師を各支所に配置する考えがあるのか。担当部長お願いします。

○総務部長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

保健師の配置につきましては、これまでも議会の中で御答弁させていただいておりますが、基本的には合併前にそれぞれ各町村に保健師を配置していたところ、それを合併後に黒木総合支所と本庁ということで、一旦配置をして進めてきたところでございます。

しかしながら、保健師の業務、広域な八女全体の地域保健対策を推進していく上では、一括して保健師を配置して、そこから市全域を網羅して業務をするということが適切であろうという判断になりまして、本庁の各課に一括して配置をしてきたところでございます。

それで、その体制で業務を進める中で、それぞれ地域の課題、特に東部に対する課題、それから、包括的な窓口体制、健康相談等を踏まえて、新たな考え方として黒木支所のほうに昨年度から新たに保健師を配置させていただいたところでございます。

テーマは変わりますけれども、災害対策において、土木技術職員を第一整備室、第二整備室という形を取らせていただいておりますけれども、そういうことも参考にしながら、可能性を探りながら配置をさせていただいているところでございます。

今後の配置につきましては、それぞれ市長に御判断を仰ぎながら協議、検討を進めていきますけれども、基本的には、いずれにしても市長、議員おっしゃる地域に根差した訪問というのは重要な業務でございますので、そういうのを含めて、今後、研究をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

この介護保険の5期、6期、7期、8期に掲げられているものがなかなか軌道に乗っていないという中で、やはり保健師だけでは駄目ですけれども、包括支援センターや社協や、重層的なそういうものを積み上げた中で、地域の安心と安全の暮らしにつながっていくのではないかなと思っております。そういう中で、ぜひ前向きにやっていただきたい。これだけの高齢化率が現実進んでおりますので、そこを配慮した検討を今後お願いします。

例えば、包括支援センター相談総合窓口がありますよと言っても、この認知度というのは半分もないんですね。ですから、高齢者の方は広報を見る。FM八女を聴くんじゃなくて、

直接行って話して、その制度を教えるということが大事だと言われています。そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、学校問題についてに移りたいと思います。

特色ある教育、環境への取組ということで、これは先ほど通告でも申しましたように、第5次の八女市総合計画の第6番目に基本政策の中で取り上げられて、自らのふるさと八女市に誇りと愛着を抱くことができるように、学校、家庭、地域が協力、連携し、特色ある教育環境の充実に取り組むとともに、人権教育による豊かな心を育みます。

また、子どもたちの自尊感情や生まれ育った地域への郷土愛を育むこともますます重要となっているとうたわれております。先ほど教育長のほうで答弁がありました、この特色ある学校教育環境の取組の充実は、教育部5課で取り組んでいるという、どういう内容か簡単にいいですけど。

○教育部長（原 信也君）

お答えをいたします。

答弁の中には、教育部全体で取組をさせていただいておりますということで、それぞれ学校教育課といたしましては、当然学力の問題もございます。文化振興課におきましては、当然、八女市は歴史と伝統、いろんな史跡、そういうものもございます。社会教育課につきましては、いろんな講座の関係であったり、そんな諸々の関係の第5次総合計画の中にも記載をさせていただいております。

現在が、コロナの状況で、それぞれの思いどおりに各課の事業がなかなかできないという部分はございますけれども、やはりこれは、そちらのほうもコロナの対策を優先させていくのがまずは大優先だろうと思っておりますので、この子どもたちに将来、八女に残っていただくこと、そういうためにも、各課がそれぞれの八女市についてのいいところを学んでいただくことで捉えているところでございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

じゃ、次の生きる力を育む教育への取組ということで、先ほど同僚議員のほうからも不登校の件はございました。私のほうが資料を提出しているのは、小学校・義務教育学校、前期46、中学校が75、いじめの認知件数も出していただいておりますけど、小学校・義務教育学校165、中学校が56です。コロナ禍によって、この不登校が増えてきた、また、いじめも増えてきたと考えることはできますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

コロナ禍との影響につきましては、前回、三角議員のほうの一般質問の中でも影響はとい

うことで御質問を受けたことがあると思いますが、そのときに、学校に直接影響がありますかということで個別の案件は数件ございました。ただ、そこにある不登校といじめの件数について関係はあるかとお尋ねしたところ、直接関わりが強いと思われるものはほとんどないという返答でしたが、こういう不登校やいじめにつきましては、いろんな要因が複雑に絡み合って来るものですから、一概にないとは申し上げられません。しかし、直接の大きな要因かと言われれば、そこまではないと今のところ私は認識しておるところでございます。

○16番（三角真弓君）

不登校の問題というのは、先ほどの課長の答弁にもありましたように、八女市だけではなくて全国的、しかも、去年は全国で499人、500人近い児童生徒が自殺をしております。この間、スクールカウンセラーの配置数が200倍まで広がっております。それでも、自殺をとめることができなかったという非常に厳しい状況が現実に出ております。

居場所がなかったり、本当に両親が離婚するかせんかという、そういうもめ合いの中で子どもたちが学校に行けなくなる。子どもにとっての一番の心の安定というのは、両親が仲のいいことだということを前に聞いたことがありますけれども、先ほど課長も同僚議員の答弁の中にありましたように、この不登校に対してはいろんな要因があると思っております。

「あしたば」に行って、じゃ、それで解決するかとか、そういうことでもございませんし、スクールカウンセラーが対応したとしても、やっぱり全国的にこれだけの子どもたちが亡くなっていつている。それで、これが未遂がどれだけあったか、普通は、5倍から6倍は未遂に終わるということ。心の病んでいる子どもたちが今それだけいるというのは間違いない現状ではないかなと思っております。

今回、時間がございませぬので、小規模特認校と一緒にあって質問させていただきたいと思っておりますけれども——そうですね、その前に1つ、今朝、保護者の方から相談がたまたまございました。ちょっと前からアンケートをされて、今、コロナがかなり増えておりまして、人数にして、昨日の時点で394名で、10歳未満で17人、10代で39人。こういう中で、今後、八女市がオンライン授業、春日市なんかがそういう方向で決まっているみたいですけど、八女市として、実態調査をされていると思うんですね。オンライン授業にタブレットのあるかないか、ネットのそういった環境が整っているかどうかという、そのようなアンケートをされたら伺っておりますけれども、まだ、それは現実どうしていくかということには至っていないんですよ。不登校の一つの解決策にならないかなというのがございましたので、どうでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

持ち帰りも含めまして、オンライン授業については今、検討しておりますとともに、実験、

試行というのも部分的に行っております。例えば、持ち帰りにつきましては、学校にいるときに別の教室でちょっと練習してみるとか、試しに一度午後から持ち帰ってみるとか、一部の実験を今させていただいているところでございます。あと、不登校と生徒指導にタブレット等が活用できないかということですが、今現在、子どもたちの操作技能、一口にタブレットを使うといってもなかなか難しゅうございますので、基礎的な技能を習得してもらう必要があります。ですから、まずは先生にその技能を習得していただく、そして、子どもたちにも習得していただくというのを今年度少しずつ進めさせていただいております。

ただ、保健室登校であるとか、そういう子どもたちに対しまして、教室と保健室とを結びまして、そこで、オンラインの活用をさせていただいているということがございます。

また、活用を進めていく際には、例えば、破損したときにどうするのか、なくしたときにどうするのか等の財政的な措置も同時に考えていかないとはいけません。

また、ネット環境が整っていないという方が調査で1割ほどいらっしゃるということが分かりました。そこをどうするのかというのも、年間試算しますと、三千数百万円かかります。ですから、そういうもろもろのことも同時に進めていかないといけない問題ですので、今、慎重に準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

コロナの収束にはまだまだ時間がかかる中で、これはどうしても必須の過程、考えなくてはならない課題になってくるのではないかと思っております。教育問題の中で、私は今回何人かの同僚議員、小規模特認校制度のことを質問されましたけど、正直、6月議会に請願が出るまではこういう制度は知りませんでした。それを読んだときに非常に興味を持ちましたし、いろんなところの先駆的な取組を調べてみました。それで、本当にこれは学校教育課、先ほど5課とおっしゃいましたけれども、それだけではなくて、市長部局をはじめとする、市長の指示でこの小規模特認校をやろうということで非常に取り組んでいるところもありました。

一つの例といたしまして、昨日メリット、デメリットというのはありましたけれども、やはりちょうど上陽町と合併したときに、上陽町のある議員さんが中山間地なんですけど、まだ、学校が一本化になる前で、複式でやってもらっているけど、非常によく勉強ができるということを言われたことを今でも覚えております。メリット、デメリットはありますけれども、きめ細やかな指導が受けられますし、このふるさと八女を愛する、また、八女の地域の特性を生かした教育ができる、また、保護者や児童の希望に合う選択ができるというメリットもありますし、星野の山村留学なんかもそういった事例の一つではないかなと思っております。

1つは、複式学級のことをいろいろ、教育長をはじめ、学校教育課長は言われております。ちょっと読みますけれども、明治時代、その当時の文部省です。単級小学校は——今でいう複式ですね——「単級小学校は真正の教師を造出する高等師範学校なり」というドイツの教育学者の言葉があります。単級学校では、全校児童1学級に編制した教育形態で、当時の文部省が小学校制度を全国に急いで普及するために考慮したもので、僻地の多い地域で必要とされてきました。単級学校では、予備知識が違うため、同時に教えることはできません。最初の5分は1年生、次の5分は2年生と順に教えていき、その間、ほかの学年の児童は自分で学習を進めます。学習管理が困難になるという短所はありますけれども、上級生は下級生の模範でありたいという思いを持っていますので、この思いを生かしてあげれば、上級生の姿勢が下級生によい感化を与え、教師が一々命令しなくても、学級はまとまったといいます。これは明治20年代の当時です。そして、単級の長所というのは、そこには教師と生徒の間におけるより、むしろ生徒相互間における影響がある。教育の理念を達成する上で、生徒が社会生活をできるようになる上で不可欠なものがここにはあると言われております。これは、時代は変わったとしても、本当に教育本来の姿ではないかなと思っています。

また、単級学校で育まれる支え合いの姿勢が社会生活の準備になるとも言われています。

現在は、共同学習やインクルーシブ教育、包括的な教育が注目をされて、共同学習とは単に教師の説明を聞くだけの受け身の学びではなくて、子ども同士で教え合ったり、話し合ったりする能動的な学びです。

また、インクルーシブ教育というのは、障がいのある子ども、ない子どもが、共に学び合うことを通して価値観の多様化する現代社会で必要な他者と力を合わせる資質を育もうとするものですとあります。

本当にこのようなことが、総合的に考えれば複式学級が仮に否定できるものではありませんし、それは文部科学省が出している一定の教師の数とか、決まりがあることは私はそれを抜きに質問しておりますけれども、本当に今、学校選択制で選ぶのは、やっぱり一番は子どもたちがどうなのか。そして、1点だけ、これは答弁できないとおっしゃるならそれでいいんですけど、いじめとか不登校ですね。今回は、川崎小学校がそういうことで請願を出してきましたけど、川崎小学校に不登校、いじめの数はございますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

いじめの数そのものの調査はございません。いじめは、先生がいないところで起こる。（「そういうことじゃなくて数として」と呼ぶ者あり）いじめの認知件数についてはございます。ですから、これは県からの指導で一件でも多く認知するように、我々は指導を受けております。つまり……（「不登校は。時間がないので」と呼ぶ者あり）不登校は答

えすることはできません。個々の学校の数については議員の一般質問の資料のお申出があったときに申し上げたとおりでございます。

○16番（三角真弓君）

最後に、市長にお尋ねいたします。

小規模特認校制度については、これは今から地域の方が話し合いをしながら決まっていくことですので、私が申すことではございませんけれども、いろんな調査をして調べたとき、長野県は非常に学校運営が進んでいる地域だと聞いております。長野県の学校ではこの小規模特認校制度で一人一人の個性を生かし、個別の計画指導をつくり、事業を進めており、人との関わりを広げたり、深めたりする力を育むことに重点を置き、少人数学級のよさを生かした、一人一人丁寧に分かるまで教育を進めるものとなっておる。そして、地域の自然の恵みを生かした農作物の栽培体験や、自然体験学習を通して、現実と命を貴び、心を育む教育を進めています。

最後に、時間がないんですけど、小規模特認校をすることによって不登校が減る、いじめがなくなるとは確証はできませんけれども、本当にふるさとを愛する子どもたちを育むということにはつながっていているような気がいたしますので、そのことについて、教育部局と一緒に研究してほしいと思います。最後にぜひ、三田村市長に御答弁をお願いします。

○議長（角田恵一君）

発言途中で中断いたしますけれども、あと30秒以内でお願いします。

○市長（三田村統之君）

時間がございませんので、十分お答えができなくて申し訳ございませんが、当然いじめとか不登校と、それからふるさとを愛するすばらしい子どもたちを育成するというのは関連がございます、私たちも行政の立場でそれを……

○議長（角田恵一君）

発言途中ではございますけれども、時間がまいりましたので、これで16番三角真弓議員の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時29分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

17番森茂生議員の質問を許します。

○17番（森 茂生君）

17番、日本共産党の森茂生でございます。今議会最後の一般質問ですけれども、しばらくの間、お付き合いよろしくお願いします。

まず第1番目に、PCR検査の充実について伺いをいたします。

最近のニュースで、東京都が繁華街などで実施しておりますモニタリング検査ではコロナ陽性者が急激に増え、検査した人の5人に1人が陽性で、この状況について、感染者が多過ぎて接触者の調査が十分ではないという報道がっております。非常に深刻な事態になっているのではないのでしょうか。PCR検査、スクリーニング検査の現状などについて質問をします。

2番目に、学校図書室及び図書館の充実について質問をします。

次に述べます読書の効果については、前議員の方が一度議会で発表されたことでありますけれども、改めてここでまた述べさせていただきます。

これはNHKスペシャルで以前放送されたものであります。日本人の平均寿命は男性81歳、女性87歳、しかし、健康寿命は男性72歳、女性74歳だそうです。平均寿命と健康寿命の間に約10年もの長い差があります。NHKが独自に開発した人工知能、名前が「AIひろし」ということですが、この「AIひろし」がお年寄り延べ41万人の生活習慣や行動データを分析し、人間では不可能な膨大な計算を行った結果、健康寿命に係る意外なヒントが次々浮かび上がったということであります。スポーツグループに週1回参加、健康要素39、不健康要素ゼロ、野菜や果物を毎日2回以上食べる、健康要素99、不健康要素マイナス6、本や雑誌を読む、健康要素119、不健康要素ゼロとなっております。いわゆる本を読めば健康寿命が延びるという意外な結果が出ているわけでありまして。これを裏づけるのが、山梨県は健康寿命が長くて、男性が全国1位、女性が全国3位だそうです。しかし、運動やスポーツの実施率は全国最下位。にもかかわらず、なぜ健康寿命が長いのか、手がかりになるのは山梨県の人口に対する図書館数が全国1位で、人口10万人当たりの図書館数が全国平均2.61館のところ、山梨県は6.59館あり、全国平均の約2.5倍あります。

簡単に言えば、このような報道でありましたけれども、もちろんこれらのことを無条件に受け入れるというわけにはいかないと思いますけれども、読書には無限の可能性が秘められているような気がしてなりません。

詳細につきましては、発言通告に従い、発言席にて質問をいたします。

○市長（三田村統之君）

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、PCR検査充実についてでございます。

PCR検査、PCRスクリーニング検査の現状と検査の充実の考えはという御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症の検査助成事業につきましては、検査料の一部を助成する事業を昨年12月から実施しており、今年4月から補助率を上げ、事業を拡充して実施しております。

スクリーニングによるPCR検査事業につきましては、今年7月から開始しており、現在、各事業所等から登録を行い、検査を始めているところです。

事業の拡充につきましては、開始して間もないため、まず、利用の促進を図るとともに、感染状況を注視しながら、各事業の実施状況を検証していきたいと考えております。

次に、学校図書室、図書館の充実につきましては、この後、教育長が答弁をいたします。よろしくお願いいたします。

○教育長（橋本吉史君）

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

学校図書室、図書館の充実について、(1)学校図書標準の達成状況はとのお尋ねです。

学校図書館図書標準につきましては、基準となる蔵書冊数を全ての学校で満たしております。

次に、学校図書室と公共図書館連携の実施はとのお尋ねです。

市立図書館から学校図書室へ貸出文庫や授業の資料の団体貸出し、また、移動図書館車での巡回貸出しに連携して取り組んでおります。

次に、図書館、分館のハード、ソフト面充実についてのお尋ねです。

ハード面では、昨年度にコロナ対策としまして、本館の空調・換気設備の改修工事を、分館では換気設備設置工事を実施いたしました。また、図書除菌機やレファレンス用モバイルディスプレイを全館に導入しております。

ソフト面では、インターネットを活用したこれまでのウェブ予約に加え、昨年度からウェブ延長手続を開始し、利便性の向上に努めております。また、ツイッターなどSNSを活用した情報発信に積極的に取り組んでおります。

次に、図書館登録率20.5%から23%に、貸出密度を3.6に上げる具体策はとのお尋ねです。

今年度より新たに3歳児健診時に絵本を贈るブックセカンド事業を開始しております。幼少期からの読書習慣の定着に取り組み、家族ぐるみでの利用や将来の学校図書室及び市立図書館の利用につなげたいと考えております。

また、長期化するコロナ禍において、新たに電子書籍の導入を計画しております。これまで図書館を利用されていなかった方にも関心を持っていただき、登録者数や貸出冊数の増加が見込めるものと考えております。

今後も魅力あるイベント等の実施や図書資料の充実を図り、市民に親しまれる図書館づくりに取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○17番（森 茂生君）

まず1番目に、PCR検査についてお尋ねをします。

既に皆さんも御案内のとおり、八女市でもそうですけれども、全国的に感染爆発といった状況が見られております。沖縄のうるま記念病院では、感染者が199人、そのうち入院者が69人死亡するという大変な事態も起きております。また、首都圏では、救急隊が3時間かけて50か所の病院を当たったけれども、受入先が見つからなかったという事態も生まれておりますし、東京都では、今月11日に陽性と判明された後、入院調整で受入先が1週間以上見つからないまま、19日に亡くなった事例があるようです。とんでもないような事態が今進行していると思います。

このような状況の中で、皆さん方に資料で一つ配信をしておりますけれども、これは「メアリーの腸チフス」の正体」というものです。これは1909年、ニューヨーク・アメリカン紙の記事をそのまま貼り付けたものですけれども、1909年といえ、112年前です。明治42年、この年には伊藤博文がハルピンで狙撃されて亡くなっております。そして、その3年後、明治天皇が亡くなられているような状況です。いわゆる明治の一番後の時代の新聞ですけれども、今これが非常に注目されて、新たに本まで出ております。どういうことかといいますと、この人がアイルランドより単身でニューヨークに来て、家事手伝いなどをずっとして回る。その行く先々で腸チフスがずっと発生する。それで、保健当局が追跡をずっとして、どうもこの人が怪しいということで、その人を隔離する段階までいきます。なかなか納得していただけないので、最終的には警官まで使って強制的に隔離をされたようであります。ニューヨークのノース・ブラザー島といって、直径が500メートルぐらいの、いわゆる隔離する病棟、そこに隔離されたわけですが、そこで2年6か月隔離されて、そして、もう食品関係に従事しないという約束で解放されておりますけれども、5年後にまたある産婦人科で腸チフスが発生し、25人感染して、2人の方が亡くなる事件が起きております。そこで調べたところ、またこのメアリーさんというのがそこで偽名を使って仕事をしていたということで、その後、このメアリーさんはこの島に23年間、亡くなるまで隔離されるという事態が起きております。イラストではありますけれども、今こういうことを新聞に載せるなら人権侵害ですけれども、100年以上前の話ですので、こういうのがまかり通っていたんだろうと思います。

この人は最後の1回は別として、それまでは全く症状がなかったわけです。この下のほうに説明書きが載っていますけれども、あるとき胆のうに腸チフス菌が入り込んで、そこで増殖し、胆のうから胆汁として腸に流れ込んで、ずっとその人の便は腸チフス菌に汚染されている。それが結局料理に入って、食中毒というより、腸チフスに冒される。この絵を見ます

と、毒ですたいね、どくろをフライパンに入れている新聞記事ですけれども、まさに今の時代、無症状の人が感染を広げている。これと一致しているから、今、100年以上前のメアリーさんのが注目されているのだと思いますけれども、やっぱりコロナの場合、無症状で感染させてしまう、そういう状況が生まれているようです。

お尋ねしますけれども、感染が一番広がりやすいのはどういう時期なのか、一般的に言われていることで結構ですので、お願いします。

○議長（角田恵一君）

今のは、コロナの感染が一番はやるといえるか、拡大する時期ということですか。

○17番（森 茂生君） 続

コロナに感染し、ウイルスをまき散らす感染しやすい状況が大体いつなのかというのは、これは一般的に出ているかと思いますがけれども。

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。

感染の関係はいろいろホームページ等にも載せてある情報が多いかと思いますが、議員おっしゃられるように、感染の前、一般的には今まで保健所等から聞く話の中では、実際、発症される前2日から感染のおそれがあるということで、陽性の方の濃厚接触者の特定ですとかをされるところを見ますと、前2日から、実際は10日経過すると、ほぼウイルス感染のおそれはなくなると言われますので、前2日から数日あたりかと思われます。

○17番（森 茂生君）

今までの感染症と違って、無症状の人も感染させてしまう。特に、症状が出る2日ぐらい前から感染を皆さんにさせてしまうという状況です。ですから、本人とすれば症状がないわけですので、このメアリーさんみたいに全く罪の意識はないわけです。それでいって人様にずっとうつしていくというのが共通点かと思います。

それで、そうさせないためには、私は症状がある人もない人もPCR検査をきちっと受けて、陽性の方はきちっと一定の施設に行ってもらって、それ以上、感染を防ぐという手だてが私は必要かと思っていますけれども、なかなかそうならないのが現状です。

私が2番目に出した資料を見てもらいたいと思いますが、この資料はよその国のPCR検査の状況をグラフで示したものですけれども、非常に日本は少ないです。そして、これはちょっと古いグラフでしたので、最新の情報、今年1月のを持ってきましたけれども、延べPCR検査実施率というのがあります。香港が74%、グアムが63%、豪州は45%、イタリア45%、ずらっとありますけれども、日本は僅か4.4%ということになっております。ですから、PCR検査は外国と比べてほとんどやられていない。やるにしても、濃厚接触者というところにしか検査が行き届いていないというのが現状かと思います。どうしてもここに

一番の問題があるのかなと私は思っているわけです。

実は2週間か3週間ほど前、参議院の方とお話をしておりましたら、なぜPCR検査が日本では少ないか、外国とは全く違う感染の予防をやっているんだということを言われました。それは感染の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律というのがあります。その第15条に感染症の発生の状況、動向及び原因の調査というのがあります。この第15条が、いわゆる積極的疫学調査ということになっています。この積極的疫学調査に基づいて感染を抑え込んでいく、これが日本政府の基本的な方針です、この法律に基づいて。そして、この積極的疫学調査、1つは検疫所、これは空港とか飛行場とかですけれども、国内では保健所です。保健所がこの感染予防の先頭に立っているというのは、この法律に基づいているからです。

保健師のための積極的疫学調査ガイドというのがあります。保健師さんに向けたガイドですけれども、これでもやっぱりクラスターを検出する、濃厚接触者を特定する、そういうことがるる述べられております。そして、発症から14日前まで検査しなさい。しかし、多くなったから、もう1週間でよかですよ。また増えたから、発症から2日間は必ず追跡調査で濃厚接触者を割り出しなさいというところまでできています。今度はそれも手に負えんごとくなったから、重点的に濃厚接触者を当たりなさいというのが今の状況ですけれども、PCR検査は全く出てこないわけです。この濃厚接触者に限ってPCR検査をするという方針です。保健所が認めた人がPCR検査を行う。その後、医者が認めた場合もPCR検査はよかですよと最後はなっております。

実は私も先週の木曜日の晩、熱が出まして、金曜日の朝方、37.5度の熱が出ました。この頃、四、五年は全く風邪も引いたこともないし、熱が出たこともなかったんで、これはいよいよ危ないと思って保健所に電話したら、ある病院に行きなさい、そして、そこでPCR検査を受けました。るる小さいところまで聞かれて、病院に行けば、車から降りるなということで、車の中から問診を受けて、ようやくたどり着いて検査を受けたというのが現状です。幸い陰性でしたので、こうして出てこられましたけれども、これが陽性なら私は動けなかった状態ですけれども、検査料が2,140円でした。陽性だった場合はお金が要らんそうです。陰性だったから保険の適用で3割負担していただきますということで、2,140円支払いましたけれども、この検査を受けるのに相当ハードルが高いんですね。そいけん、私は一般の人とよく話しますけれども、まず、私が感染しておるかどうかを一番知りたいんです。しかし、そのためには検査を受けなくてはならない。検査を受けるためには相当ハードルが高いし、仕事によってはちゃんと受けた人でないと駄目ですよというところもありますので、自費で受けると相当な金額を取られるという状況だと思います。

そういう中で、せっかく資料を配付しておりますので、ちょっと説明しますと、3番、4

番が広島県の状況です。広島県は徹底的にやるということで、やっております。しかしながら、広島県も緊急事態宣言が出ておりますので、なかなか思いどおりにいかないというのが事実かと思えますけれども、どこまでこの検査が行き届いているかはちょっと疑問です。それで、広島県の場合は、有識者も述べてありますように、無症状者も含めて徹底的な検査を行っているようです。そして、4番目にはノーベル賞受賞者4人の方の連名によるPCR検査を充実してくれという訴えです。このようにして、広島県の場合は大分やっています。それと、世田谷区でもやっていますけれども、検査を充実しているのはほんの少数です。

八女市の場合は幸いに充実をしていただいております。もちろん評価はしますが、果たして大丈夫かなという気がしますので、お尋ねしますが、自己負担の限度額が65歳以上は5千円、65歳未満が10千円、それだけの補助でも大分助かっていますけれども、これの受けられた数とは分かれますか。

○健康推進課長（坂田智子君）

PCR検査の助成事業で、前年度の令和2年度の12月から開始をいたしておりますので、令和2年度は77件、令和3年度は今日現在、8月29日現在で350件の利用がっております。

○17番（森 茂生君）

両方合わせてですかね。65歳以上の方が自己負担は5千円、そして、65歳未満の方が自己負担が10千円。私が申し上げたいのは、65歳以上の方は85%がワクチンを接種されております。そういう関係で、65歳以上の人はさほど今後はこのPCR検査は受けられないのではないかと予測をするわけです。そして、今は若い人に急激に感染が拡大されております。若い人を中心と言っているほど、今、若い人が感染をしているような状況ですけれども、恐らく八女市でも大体似たような状況かと思えますけれども、八女市の状況を少しだけお知らせいただけますか。

○健康推進課長（坂田智子君）

八女市の陽性者の状況でございますが、議員おっしゃられたように、最初の時期は、やはり高齢者が多くございましたが、8月が非常に陽性者が多くなっている中では、10代の方、10歳以下の方が38名、それから、20代の方が36名ということで、全体に占める割合は非常に高くなっている状況でございます。

○17番（森 茂生君）

これは全国的にそうですけれども、恐らく65歳以上の人は少なくなっていると思います。

そこですけれども、65歳未満の方は自己負担が10千円ですよ。ですから、ここをこの際、せめて5千円に引き下げるわけにはいかんかなというのが私の一番言いたいところです。

お年寄りやワクチンを接種されておりますので、さほど増えないと思います。今からは若い人中心ですので、若い人中心に検査をするために10千円を5千円程度に引き下げるつもりはないのか、ここをお尋ねしますけれども、これは市長でないと駄目ですよ。

今言ったように、65歳未満が10千円なんです。65歳以上は5千円。しかし、65歳以上の方は85%がワクチンを打ってあります。それで、さほど必要ないから、65歳未満の人が受けやすいように5千円に下げただけかということです。よろしくお願いします。

○市長（三田村統之君）

御承知のとおり、コロナ感染者は今、八女市でもほとんど出ていないという状況にまでなっております。これはもちろんワクチンの接種が進んだということになると思いますけれども。ただ、今、国も県もそうですが、とにかくワクチン接種を早く皆さんにやってもらいたいということで、今、私どももその体制をつくって、御承知のとおり、16歳以上の皆さんには接種券をお送りしているわけですから、これをやはり進めること、とにかくそういう意識を市民の皆さん方に持っていただくこと、このことが一番、今、私どもが取り組んで、市民の皆さん方に啓発しなければならないことだろうと思いますし、また、市民の皆さん方でワクチン接種をお受けになっていない方も、やはり危機意識を持っていただくことが私たちがしっかりと取り組んでいかなきゃならない課題だと思っております。

したがって、今、緊急事態宣言が発令されておりますが、どの程度ワクチン接種が50代以下16歳以上の方々に進んでいくのか、その進行状態、それも近々の状況を把握しながら、10千円を半額にという件については、もう少し状況を見ながら判断をしなきゃならんことじゃないかなと思っております。

いずれにしても、新型コロナウイルス感染症で大切なことは、医療従事者関係、あるいは行政、議会の皆さん方、そして、何を言っても市民の皆さん方の危機意識を高めないことにはこれは進まないわけですので、今はただ私どもはそういうことについても全力で取り組んでおりますので、本日これを10千円を5千円にするとか、そういうお返事はできないと思っております。ワクチン接種をとにかく進めて、状況を見ながら判断していかなきゃいかんだろうと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○17番（森 茂生君）

もう一点、スクリーニングという職場での検査、これにも八女市は補助を出しております。このPCR検査とかスクリーニング検査なんかに補助を出している自治体は少ないんですよ。八女市は非常に貴重な取組をしていらっしゃると思います。

そういう中で、あえてまたお願いになるかもしれませんが、スクリーニング、これは職場で行う場合の検査ですけども、1人当たり3回までという頭打ちがあります。ワクチンならば2回打てばいいんですけども、これは検査ですので、定期的にやらないと、特

に医療施設とか介護施設のようなところで働く人にとっては、1回受けたからもう大丈夫というわけにはまいらないわけで、やっぱり定期的に検査を受ける必要があると私は思っております。

課長の考えで、大体検査はどれくらい置きにしたら一番いいのか。これも一般的に言われております。お伺いします。

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。

検査につきましては、やはりその検査した時点での反応ということに当然なりますので、随時するのが一番かと思いますが、今、オリンピック等もあっておりますけれども、そういった方については週1回とか2週間に1回等されているようなことはお聞きをします。その時点ということでございますので、必ずこのときにしたから大丈夫ということではないかと考えております。

○17番（森 茂生君）

オリンピックのことを言われましたけれども、今までは4日に1回検査をしていたそうです。ところが、パラリンピックになって毎日検査をしているそうです。部署によって違うからですね。そして、7日に1回の検査だった部署の方は4日に1回に回数を増やしているわけですが、このオリンピックに関して。専門家の意見を聞けば、本来なら一般の人は1週間に1回程度はぜひやっていただきたいということです。少なくとも2週間に1回はということにならないと、これは検査を受けた帰りがけに感染する可能性だってあるわけですので、多いのにこしたことはないですけれども、そうそうは無理がありますので、通常、やっぱり2週間に1回程度は、介護施設とか、そういう人たちはやっていただくのがいいのかなという話です。

それで、八女市はやっているだけでもいいんですけども、八女市の場合、さっき言いますように3回までです。ですから、県の事業と組み合わせて、場合によっては介護施設なんかは毎月やっていращやるところもあるようですけれども、全部が全部じゃないかと思えます。それで、この回数を3回といえど、一月1回しても3か月、2週間に1回というど、もっと短い期間で終わってしまうわけですので、せめてこれを倍の6回までは八女市の責任で行っていただきたいと私は思うわけです。そうすると、一定、事前に陽性者が判明して、感染を少しでも抑えることができる可能性があると思うわけです。

これも市長ですかね。PCR検査、今は3回までが頭打ちです。職場で行うスクリーニング検査、恐らく唾液の検査だと思いますけれども、3回が限度なんです。これを3回じゃ、一月1回しても3か月で終わるし、これをせめて倍の6回ぐらいに回数を増やしていただけないのかというのが私の言いたいことだと思いますけれども、いかがですかね、市長。

○市長（三田村統之君）

お答えいたします。

現状の段階では、6回という議員の御質問に対して具体的にお答えができないと思っております。要するに3回以上のワクチンの接種ですね、やっぱりこれは国、県……

○議長（角田恵一君）

市長、今のはワクチンじゃなくて検査ということ。（「検査です」と呼ぶ者あり）

○市長（三田村統之君）続

PCR検査。（「はい。職域の、職場で行うPCR検査のことです」と呼ぶ者あり）ああ、PCR検査。

その点については、現在、職場でPCR検査をお願いしておくことは現時点ではございませんので、よく検討していきたいと。ただ、大事なことは、やっぱり職場に対して、ぜひ接種してください、ワクチンの接種をしてくださいというお願いは積極的に今やっているところでございますので、十分これから検討して、今日は十分なお答えができませんけれども、努力をして、また検討もしていきたいと思っております。

○議長（角田恵一君）

市長、今の答弁で、八女市はスクリーニング検査を事業所に要請していると思しますので、やっていないじゃなくて、そこは訂正をお願いしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。今の段階で事業所に対する要請は市としてはやっていると思しますので、やっているということによろしいでしょうか。先ほど市長はやっていないと言われていましたので、そこだけは修正をお願いしたいと思います。（発言する者あり）そこを間違えないように、担当課長、補足で説明をお願いします。

○健康推進課長（坂田智子君）

補足で説明をさせていただきます。

八女市においては、PCRのスクリーニング検査を実施しておりますので、各職場ですとか団体、いろんな方が利用できるように制度化をしておりますので、御説明いたします。

○17番（森 茂生君）

いいですかね。

○議長（角田恵一君）

続けてください。

○17番（森 茂生君）続

これ以上言っても——次に移ります。

学校図書の問題についてお伺いします。

学校図書、いわゆる学校図書館図書標準というのが設けられております。私の質問に対し

て、この基準は全部満たしているという答弁があっています。それはそれでいいんですけども、それはいつの時点なのか、お伺いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

議員からの一般質問資料の提出を求められましたので、その時点で再度調査をかけまして、そして、そのデータでお答えをしておるところでございます。

○17番（森 茂生君）

最新ということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ここに令和2年度のがあります。それによると、中学校1校が未達成ということになっております。そして、平成28年度は中学校3校で未達成ということが載っていましたので、どうかとお尋ねしたわけです。最新の数字で全部満たしているというのであれば、それで何も言うことはありません。ありがとうございます。

それともう一つ、今度は学校図書の内容ですね。満たしているのは分かりましたけれども、その内容。ここに出してもらいましたけれども、例えば、図鑑とか百科事典、これもちちゃんと文科省のほうから何年ぐらいしたら云々という基準が出ています。それに基づいてお尋ねしますけれども、ここに資料を頂いております。それによりますと、例えば、百科辞典、図鑑、これは廃棄基準、廃棄する基準というのがおおむね10年となっているようです。ここに調査がありますけれども、4校で19年という数字が出ています。16年というのが2校あります。19年といたら倍近くなります。それで、文科省のほうも古いのはどんどん切り替えていきなさいということを今言っておりますので、これは単なる百科事典と図鑑だけですが、ほかの部類も、例えば、法律関係は3年で切り替えなさいという基準があるわけです。それに基づいて、百科事典がこのような状況ですので、八女市の場合、恐らくそこまではまだ学校図書の切替えができていないのかなと思います。この点、現状はどうか、お伺いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

まず、この現状としましては、10年以上経過しているという文科省の調査データ、たしか55%から60%ぐらいが10年以上経過しているとお答えしている現状だと認識しておるわけですが、その点、八女市の場合、小中合わせまして全国よりかは切替えがスムーズに進んでいると我々は認識しておるところでございます。ただ、議員御指摘のように、長く大事に使っている学校もあるようでございますので、切替え等については検討していただきたいということは申したいと思っております。

ただ、百科事典とか図鑑等につきましては、結局シリーズ物でございます。ですから、替えようとしても何十万円単位で経費がかかってくるものでございますので、なかなか難し

いし、子どもたちのニーズが、例えば、物語であるとか、伝記物であるとか、いろんなニーズがあります。そのニーズに沿って購入も進めてありますので、総合的に考えて、また、図鑑、百科事典等も大事な学習資料でありますので、これも新しくするというのも一方で大事ですので、総合的に考えていただいて、新しくしていただければと申したいと思っております。

○17番（森 茂生君）

平成29年度から5か年計画で、学校図書館図書整備等5か年計画というのが国のほうで出されております。その中に、さっき言いますように、古くなった本を新しく買い換えることを促進しますということで、総額の1,100億円、トータルで出しますよということが載せてあります。

そして、もう一つの目玉が小中学校に新聞の配付、これを徹底するんだという方針を出してあります。小中学校の図書館に新聞が行っているかどうか、お尋ねします。

○議長（角田恵一君）

どっちが答弁しますか。（「学校ですよ、学校」と呼ぶ者あり）

○学校教育課長（郷田純一君）

それについては調べておりません。

○17番（森 茂生君）

国の5か年計画によると、1番目が古くなった図書を積極的に切り替える、2番目が各学校に、最低小学校に1紙、中学校に2紙、2種類、新聞を配付するんだということで明確に打ち出しております。これはなぜかといいますと、選挙権が18歳に下がりましたよね。そういう意味から、早い段階から政治に興味を持ってもらうという意味合いもあって、新聞の購読を進めているのが現状だと思います。そういう選挙権との絡みもありますので、これは国も進めていますので、ぜひこれは取り入れていただきたいと思います。

それから、司書の配置、これが一番大切かと思いますが、この状況はどうなっているか、お伺いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

司書の先生につきましては、全校配置をさせていただいております。その中で、2名の方が2校兼務という形ですけど、全校配置となっております。

○17番（森 茂生君）

そういうわけで、恐らく八女市の小中学校は相当本を読んでいると私は理解していますが、数字として、例えば、一月何冊読んだというのは調べられたことがあるかどうか、お尋ねします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

最新のは令和2年度に調べたわけですが、令和2年度と申しますと、4月、5月休業で子どもが来ておらないという状況の下でのデータということなんですけれども、小学生が平均年間の貸出冊数が164.5冊、中学校が40.125冊ということで、たくさんの本を読んでいると我々は認識しております。

○17番（森 茂生君）

小学校では年間約164冊、中学校では約40冊ということですかね。実は全国学校図書館協議会、それに毎日新聞、これが共同でずっと調査をしております、何十年にわたってでも。ここに三十何年間の統計がありますけれども、一番最近のもので5月の一月間読んだ平均読書数が出ています。小学校が11.3冊、中学校が4.7冊、高校生が1.4冊と出ています。ずっと小中学校は大体右肩上がりに上がっているようです。

それで、大変な数だなと思いますけれども、逆に、本を読んでいないのも調べてあります。一月間ゼロということです。小学校が6.8%、中学校が12.5%、高校生になると55.3%、これがよく使われる数字だと思いますけれども、高校生になると半分以上が一月1冊も読んでいないというのは、ここの根拠だろうと私は思っています。それで、こういう状況ですので、一月に直すとどうなのかというのがちょっと分かりませんが、見劣りはしないんだろうと思っています。

引き続きこれは続けていっていただきたいと思いますが、ここに文科省が出しているのが、地方財政は使途を特定しない一般財源で措置されておりますとなっています。したがって、市町村などにおいて予算化が図られることによって初めて図書や新聞の購入や学校司書の配置のための費用に充てられます。各市町村においては、学校図書館の現状把握と、それに基づく適切な予算措置をお願いしますとなっています。これは私が言っているんじゃないですよ。文科省がこげん言っているんですよ。教育長、文科省がそう言っているんですよ。適切な予算措置をお願いします。そして、その分、国がちゃんと5か年計画で出しています。幾ら来ているか、そして、現実に幾ら図書費を使っているのか、分かりますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

小学校の学校司書さんに対する予算35,784千円、同じく小学校の図書購入費が3,958,680円、同じく中学校の司書配置分が14,317千円、それと、中学校の図書購入に係る予算が2,356,200円となっております。

○17番（森 茂生君）

これは財政課から作っていただいているんですけれども、これは令和3年度の数字ですか。

○議長（角田恵一君）

森議員、財政課長に答弁させます。

○財政課長（田中和己君）

先ほどの学校教育課長の発言につきましては、令和３年度の当初予算の予算額ということでお答えしたかと思しますので、私のほうからは交付税がどれぐらい措置されているかということで申し上げますと、まず、小学校の図書館の図書についての交付税の見込額につきましては約4,756千円と。それと、小学校の司書に関する交付税措置につきましては約9,751千円と。一方、中学校費につきましては、図書館の図書につきましては3,800千円程度となっております。もう一つ、中学校の図書司書ですね、こちらにつきましては6,320千円程度ということで交付されているものと考えられておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○17番（森 茂生君）

先ほど言いますように、新聞を含むとなっておりますけれども、小学校の図書館費で4,756千円となっておりますけれども、現実的に幾ら予算化されているのか、ここを知りたいんですよ。国からはこのような予算措置が来ています。先ほど言いますように、これを予算化するためには、教育長がきちっとこれだけ交付税で来とろうがで、これに基づいて予算措置をお願いしますとなるのが普通の流れだと思います。ですから、国から来ているお金をきちっと把握されて、そして、予算要求を市長部局にする。ですから、来るお金をまず把握しなければならないと思います。

現実的に、例えば、小学校の図書館費、幾ら予算計上されていますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

その予算額が先ほど私が申し上げた額でございます。

○17番（森 茂生君）

金額を宙に覚えていませんで、小学校の図書館費だけでもお知らせください。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

小学校のほうの図書館費が3,958,680円でございます。

○17番（森 茂生君）

国から来ている分からすれば、約8,000千円ほど少ないということになります。これはあくまで計算上です。

○議長（角田恵一君）

今のは800千円じゃないですか。

○17番（森 茂生君）続

8,000千円ほど。予算化しているのが3,950千円でしょう。そして、国から来る見込額が4,750千円ですので、その差引きです。

○議長（角田恵一君）

800千円でしょう。

○17番（森 茂生君）続

800千円ですかね。ああ、失礼しました。

そいけん、もう少しはやってもいいという数字だと思います。これはちょっと数字でがちがちになりましたけれども。

それで、教育長、私がここでごちゃごちゃ言うより、国からの交付税措置が幾ら来ているのかを財政課のほうに聞かれて、それと同等とはいいいませんけれども、それを基準にぜひ予算化をしていただきたい。いかがでしょうか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

私が昨日もう一回調べ直しまして、そして、聞いたんですけれども、小中学校を合わせて、いわゆる先ほどおっしゃいました資料費プラス図書司書の人件費、これも合わせますと、交付税措置をしていただいた額に、今年度でいうと16,000千円ほど市のほうで上乗せをしていただいて、そして、予算を組んでいるという状況ですので、おっしゃっていただいて大変ありがたいんですが、多いにこしたことはないんですけれども、全体のバランスを見ながらやっていきたいなと、予算要求をしていきたいなと思っております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

国の交付税措置よりも多く予算化していただいて、私はここまで調べがつきませんで失礼しました。今後ともよろしくお願いします。

ちょっと時間が少なくなりましたけれども、学校の図書館についてお伺いします。

まず、一番に言うておかなければならないのがレファレンスサービス、これが非常に目立ちます。よそのところはきちっと数字が出てきますけれども、八女市の場合、ハイフンになっています。それと、コピーサービス、これもよそのところはきちっと数字が出てきますけれども、八女市に限ってはハイフンという表示がなされて、非常に目立つわけです。やっぱりコピー機がないというのは星野、矢部ですけれども、せめてコピー機ぐらい、家庭用の安いものでもいいから、コピー機をそろえていないというのは県下では恐らくないはずですよ。八女市だけの話です。それと、レファレンスサービスもきちっと内部で統一をされて計上するように、この2点、とにかくどうされるのか、お尋ねします。

○社会教育課長（溝上啓之君）

お答えします。

初めに、レファレンスサービスとは、調べ物のお手伝いという意味でして、ユーザー様が図書、資料、そういうものを探してあるときに、それを探すお手伝いをする、または資料を直接探してくると、そういうものですけど、これにつきましては、6月議会でも同様の質問をいただきまして、実際のところサービス自体はやっておるということです。

それから、その概況のほうですね、統計のほうになぜ上がっていないのかということですが、これにつきましては、明確な――レファレンスサービスも簡単なものから非常に時間をかけるものまでありますので、その辺の判断が難しいということで以前まで上げていなかったということですけど、今年度から早速改善させていただきまして、基本的にそういう問合せがあったものについてはカウントして上げていくということでやっております。

それともう一点、コピー機の件ですけど、こちらも立花、矢部、星野のほうが上がっていないという状況でございました。以前までは本館等と連携してやっていくということではありましたが、6月議会の後に早速小型のプリンターをそれぞれ配置して、それぞれで複写サービスを行えるという状況に改善してまいっておりますので、よろしくお願いいたします。

○17番（森 茂生君）

早速対応していただいて、ありがとうございます。

時間がなくなりましたが、資料6に私が主に柳川と対比した表を作っています。時間の関係で全部は申し上げませんが、いつか教育長が言われたように、図書館、あるいは図書室の延べ床面積、これが柳川と比べれば半分以下なんですね。私も正直言ってびっくりしました。そして、柳川と一緒に、本館と分館を合わせて6館、八女市も6館、同じ6館でありながら床面積が半分以下になっています。蔵書の数も柳川の半分以下です。それから、新聞も柳川は累計で54紙取っているのに、八女市は12紙、これも半分以下になっています。

そのような中で、登録者数を増やすと言われてはいますが、現在のところ21%、柳川が29%、これも見劣りしています。ハード面、ソフト面を合わせたところで今後は考えていくというのは、恐らくこのことを言われているんだと思いますけれども、私も黒木も行きましたし、これは基本的にやっぱり箱物も含めたところで考えていかにやなんのかなと思っています。かといって新品の建物を建てろと言っているわけじゃないんですよ。空き部屋を使ったり、やっぱり何かその対応を取らないと、幾ら蔵書だけ増やしても面積がないことにはどうもこうなりませんので、言われたように、登録者数を上げるためにも、貸出密度を上げるためにも、やっぱり本格的に長期的な展望に立った改革を内部でしていかなと、抜本

的な対策にはならないのかなと思っております。

それで、教育長の基本的な長期的な展望も含めたところでの考え方、これは八女市の場合、図書の状態がほかに比べてあまりにも見劣りしますので、そこら辺の考えをお尋ねします。

○議長（角田恵一君）

時間がございませんので、簡潔によろしく申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

先ほどの議員が作成していただきました資料の中ですけれども、様々なところを我々も調べてみました。そうすると、やっぱりどうしても先ほどのレファレンスと一緒に、カウントの仕方が全然違うという部分もありまして、例えば、新聞にしても、うちは朝日新聞なら朝日新聞を1つとして考えていますけれども、柳川あたりは朝刊、夕刊であるとか、あるいはよそから寄贈されているいろんな新聞等ですね、そういったものも含めてカウントしてあるようです。ですので、一概には言えないんですけれども、ただ、御指摘のように、延べ床面積というか、そういったことは確実に少ないわけですし、将来の展望に立つてということで、それは広げていくということは本当に大事だろうと思っています。

ただ、本をどれだけ準備しても、やはり本を読む習慣、本が生活の中にあるというか、読書習慣を本当にこつこつと積み上げていくことが大事なのかなと。いわゆるソフト面ですね、魅力ある図書館づくりであったり、本のある生活づくりであったり、そういったものを含めてやっていくということ。それと、あとは今回、電子書籍を導入させていただく予定にしております。3,000冊ですけれども、こういったことを使いながら、議員が作っていただいています資料にもありますように、広さ、面積では柳川と比べると八女市は全然違いますので、やはりこれだけ広範なところで登録率を上げたり、あるいは貸出密度を上げたりするというのは、やはり電子書籍という手だても必要なのかなと。だから、これは大きな手だてになるのかなと思って、これからも検証をしていきたいと思っています。

○17番（森 茂生君）

時間がなくなりましたが、「あしたば」に行きましたら、あの図書館は非常に貧困と思ったんですよ。今、不登校の問題がいろいろ言われていますけれども。ですから、もう少しあそこの図書だけは、不登校の児童たちが喜んで読むような、場合によっては漫画も含めたところでやっぱり充実をしないと、あまりにも貧困なので、やっぱり集ってくるように、喜んで来るように、いろんな図書をぜひそろえていただきたい、このことを最後に教育長にお願いをしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

17番森茂生議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会期日程に従い、明日 9 月 1 日から議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 40 分 散会